

新（平成27年3月9日農林水産省告示第512号）	旧																												
<p>枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格</p>	<p>枠組壁工法構造用製材の日本農林規格</p>																												
<p>（適用の範囲）</p>	<p>（適用の範囲）</p>																												
<p>第1条 この規格は、<u>枠組壁工法建築物の構造耐力上主要な部分に使用する材面に調整を施した針葉樹の一般材（以下「枠組壁工法構造用製材」という。）及びこれをフィンガージョイントによって長さ方向に接着した一般材（乾燥材に限る。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材」という。）</u>に適用する。</p>	<p>第1条 この規格は、<u>枠組壁工法構造用製材</u>に適用する。</p>																												
<p>（定義）</p>	<p>（定義）</p>																												
<p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[削る。]</td> <td>[削る。]</td> </tr> <tr> <td>甲種枠組材</td> <td>枠組壁工法構造用製材のうち、目視により品質を区分したもので、主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するもの（MSR枠組材を除く。）をいう。</td> </tr> <tr> <td>乙種枠組材</td> <td>枠組壁工法構造用製材のうち、目視により品質を区分したもので、甲種枠組材以外のもの（MSR枠組材を除く。）をいう。</td> </tr> <tr> <td>MSR枠組材</td> <td>枠組壁工法構造用製材のうち、等級区分機により測定された曲げヤング係数が基準に適合し、かつ、曲げヤング係数に対応した曲げ強さ又は引張り強さが基準に適合していることを定期的に確認することを前提に、等級区分機を用いて長さ方向に移動させながら連続して曲げヤング係数を測定して品質を区分（以下「MSR区分」という。）したものをいう。</td> </tr> <tr> <td>たて枠用たて継ぎ材</td> <td>枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、目視により品質を区分したもので、枠組壁工法建築物のたて枠に使用するもの（MSRたて継ぎ材を除く。）をいう。</td> </tr> <tr> <td>甲種たて継ぎ材</td> <td>枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、目視により品質を区分したもので、主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するもの（MSRたて継ぎ材を</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	[削る。]	[削る。]	甲種枠組材	枠組壁工法構造用製材のうち、目視により品質を区分したもので、主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するもの（MSR枠組材を除く。）をいう。	乙種枠組材	枠組壁工法構造用製材のうち、目視により品質を区分したもので、甲種枠組材以外のもの（MSR枠組材を除く。）をいう。	MSR枠組材	枠組壁工法構造用製材のうち、等級区分機により測定された曲げヤング係数が基準に適合し、かつ、曲げヤング係数に対応した曲げ強さ又は引張り強さが基準に適合していることを定期的に確認することを前提に、等級区分機を用いて長さ方向に移動させながら連続して曲げヤング係数を測定して品質を区分（以下「MSR区分」という。）したものをいう。	たて枠用たて継ぎ材	枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、目視により品質を区分したもので、枠組壁工法建築物のたて枠に使用するもの（MSRたて継ぎ材を除く。）をいう。	甲種たて継ぎ材	枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、目視により品質を区分したもので、主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するもの（MSRたて継ぎ材を	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枠組壁工法構造用製材</td> <td>枠組壁工法建築物の構造耐力上主要な部分に使用する材面に調整を施した針葉樹の製材をいう。</td> </tr> <tr> <td>甲種枠組材</td> <td>枠組壁工法構造用製材（機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材（以下「MSR製材」という。）を除く。）のうち、主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するものをいう。</td> </tr> <tr> <td>乙種枠組材</td> <td>甲種枠組材以外の枠組壁工法構造用製材（MSR製材を除く。）をいう。</td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	枠組壁工法構造用製材	枠組壁工法建築物の構造耐力上主要な部分に使用する材面に調整を施した針葉樹の製材をいう。	甲種枠組材	枠組壁工法構造用製材（機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材（以下「MSR製材」という。）を除く。）のうち、主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するものをいう。	乙種枠組材	甲種枠組材以外の枠組壁工法構造用製材（MSR製材を除く。）をいう。	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
用語	定義																												
[削る。]	[削る。]																												
甲種枠組材	枠組壁工法構造用製材のうち、目視により品質を区分したもので、主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するもの（MSR枠組材を除く。）をいう。																												
乙種枠組材	枠組壁工法構造用製材のうち、目視により品質を区分したもので、甲種枠組材以外のもの（MSR枠組材を除く。）をいう。																												
MSR枠組材	枠組壁工法構造用製材のうち、等級区分機により測定された曲げヤング係数が基準に適合し、かつ、曲げヤング係数に対応した曲げ強さ又は引張り強さが基準に適合していることを定期的に確認することを前提に、等級区分機を用いて長さ方向に移動させながら連続して曲げヤング係数を測定して品質を区分（以下「MSR区分」という。）したものをいう。																												
たて枠用たて継ぎ材	枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、目視により品質を区分したもので、枠組壁工法建築物のたて枠に使用するもの（MSRたて継ぎ材を除く。）をいう。																												
甲種たて継ぎ材	枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、目視により品質を区分したもので、主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するもの（MSRたて継ぎ材を																												
用語	定義																												
枠組壁工法構造用製材	枠組壁工法建築物の構造耐力上主要な部分に使用する材面に調整を施した針葉樹の製材をいう。																												
甲種枠組材	枠組壁工法構造用製材（機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材（以下「MSR製材」という。）を除く。）のうち、主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するものをいう。																												
乙種枠組材	甲種枠組材以外の枠組壁工法構造用製材（MSR製材を除く。）をいう。																												
[新設]	[新設]																												
[新設]	[新設]																												
[新設]	[新設]																												

	除く。)をいう。
乙種たて継ぎ材	枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、目視により品質を区分したもので、たて枠用たて継ぎ材及び甲種たて継ぎ材以外のもの（MSRたて継ぎ材を除く。）をいう。
MSRたて継ぎ材	枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、MSR枠組材をたて継ぎしたものをいう。
[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]
未乾燥材	含水率が19%を超えるものをいう。
乾燥材	含水率が19%以下のものをいう。
等級区分機	MSR枠組材の曲げヤング係数を連続的に測定するために用いる装置をいう。

(寸法型式及び規定寸法)

第3条 この規格における枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の寸法型式は、表1の左欄に掲げるとおりとし、その規定寸法はそれぞれ同表の右欄（枠組壁工法構造用たて継ぎ材にあつては、乾燥材の規定寸法の欄）に掲げるとおりとする。

表1 寸法型式及び規定寸法

(単位 mm)

寸法型式	未乾燥材の規定寸法		乾燥材の規定寸法	
	厚さ	幅	厚さ	幅
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(甲種枠組材の規格)

第4条 甲種枠組材の規格は、次のとおりとする。

[新設]	[新設]
[新設]	[新設]
曲げ応力	物体内部に作用する力で、その形状を変えようとする曲げ外力に抵抗するものをいう。
曲げ応力等級	等級区分機（枠組壁工法構造用製材の曲げヤング係数を測定するために用いる装置をいう。以下同じ。）によつて、枠組壁工法構造用製材の曲げヤング係数を測定し、最大曲げ応力を求め、格付する場合の等級をいう。
[新設]	[新設]
[新設]	[新設]
[新設]	[新設]

(寸法型式)

第3条 この規格における枠組壁工法構造用製材の寸法型式は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その規定寸法はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

[新設]

(単位 mm)

寸法型式	未乾燥材（含水率が19%を超えるものをいう。以下同じ。）の規定寸法		乾燥材（含水率が19%以下のものをいう。以下同じ。）の規定寸法	
	厚さ	幅	厚さ	幅
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(甲種枠組材)

第4条 甲種枠組材の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準				
	特 級	1 級	2 級	3 級	
品 質	含水率（乾燥材に限る。）	別記の3の(1)の含水率試験を行い、同一試料から採取した試験片の含水率の平均値が19%以下であること。			
	節 又 は 穴	<p>1 (略)</p> <p>2 材面において、長さ15cmの範囲内にある節又は穴の径の合計が別表第1の(1)の各区分の節に掲げる数値の2倍以下であること。ただし、節又は穴の<u>全て</u>が中央部に存する場合に<u>あつては</u>同表の各区分の節の中央部に掲げる数値の2倍以下、節又は穴の<u>全て</u>又は一部が材縁部に存する場合に<u>あつては</u>同表の各区分の節の材縁部に掲げる数値の2倍以下であること。</p> <p>3 材面において、特級に<u>あつては</u>長さ120cm、1級に<u>あつては</u>長さ90cm、2級に<u>あつては</u>長さ60cm、3級に<u>あつては</u>長さ30cmの範囲内にある穴の径の合計が別表第1の(1)の各区分の穴に掲げる数値以下であること。</p>			
	腐 れ	(略)	(略)	程度の重い腐れ（腐れ部分が軟らかくなっているものをいう。以下同じ。）がなく、かつ、程度の軽い腐れ（腐れ部分が軟らかくなつていないものをいう。以下同じ。）の面積が当該腐れの存する材面の面積の10%以下であること。	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	割 貫 通 割	木口面におけるもの	長さが当該材の幅以下であること。この場合において、割れの深さが当該材の厚さの1/2（乾燥材に <u>あつ</u>	(略)	長さが当該材の幅の1.5倍以下であること。この場合において、割れの深さが当該材の厚さの1/2（乾

区 分	基 準				
	特 級	1 級	2 級	3 級	
品 質	含水率（乾燥材に限る。）	別記3の(1)の含水率試験を行い、同一試料から採取した試験片の含水率の平均値が19%以下であること。			
	節 又 は 穴	<p>1 節の径が別表第1の(1)の各区分の節に掲げる数値以下であること。</p> <p>2 材面において、長さ15cmの範囲内にある節又は穴の径の合計が別表第1の(1)の各区分の節に掲げる数値の2倍以下であること。ただし、節又は穴の<u>すべて</u>が中央部に存する場合に<u>あつては</u>同表の各区分の節の中央部に掲げる数値の2倍以下、節又は穴の<u>すべて</u>又は一部が材縁部に存する場合に<u>あつては</u>同表の各区分の節の材縁部に掲げる数値の2倍以下であること。</p> <p>3 材面において、特級に<u>あつては</u>長さ120cm、1級に<u>あつては</u>長さ90cm、2級に<u>あつては</u>長さ60cm、3級に<u>あつては</u>長さ30cmの範囲内にある穴の径の合計が別表第1の(1)の各区分の穴に掲げる数値以下であること。</p>			
	腐 れ	(略)	(略)	程度の重い腐れ（腐れ部分が軟らかくなつていないものをいう。以下同じ。）がなく、かつ、程度の軽い腐れ（腐れ部分が軟らかくなつていないものをいう。以下同じ。）の面積が当該腐れの存する材面の面積の10%以下であること。	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	割 貫 通 割	木口面におけるもの	長さが当該材の幅以下であること。この場合において、割れの深さが当該材の厚さの1/2（乾燥材に <u>あつ</u>	(略)	長さが当該材の幅の1.5倍以下であること。この場合において、割れの深さが当該材の厚さの1/2（乾

	れ	ては、3/4)を を超えるものは、貫 通割れとみなす。		乾燥材にあつては、 3/4)を超える ものは、貫通割れ とみなす。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他の割れ	長さの合計が60cm (乾燥材にあつて は、90cm)以下で あること。	(略)	長さの合計が90cm (乾燥材にあつて は、135cm)以下 又は当該材の長さ の1/4(乾燥材 にあつては、3/ 8)以下であるこ と。	(略)
加工上 の欠点	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	目 離 れ	長さが30mm以下で あつて、材の長さ 1m(端数がある 場合には、これを 切り上げる。)に つき2個以下であ ること。	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	削り残し	(略)	(略)	各材面の面積の4 0%以下であつて 、深さが3.0mmを 超える部分の面積 が、各材面の面積 の30%以下である こと。	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	れ	ては、3/4)を を超えるものは、貫 通割れとみなす。		乾燥材にあつては、 3/4)を超える ものは、貫通割れ とみなす。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他の割れ	長さの合計が60cm (乾燥材にあつて は、90cm)以下で あること。	(略)	長さの合計が90cm (乾燥材にあつて は、135cm)以下 又は当該材の長さ の1/4(乾燥材 にあつては、3/ 8)以下であるこ と。	(略)
加工上 の欠点	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	目 離 れ	長さが30mm以下で あつて、材の長さ 1m(端数がある 場合には、これを 切り上げる。)に つき2個以下であ ること。	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	削り残し	(略)	(略)	各材面の面積の40 %以下であつて、 深さが3.0mmを超 える部分の面積が 、各材面の面積の 30%以下であるこ と。	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平均年輪幅（別表第3の樹種群の略号が「Hem-Fir」 <u>、</u> 「S-P-F又はSpruce-Pine-Fir」 <u>、</u> 「 <u>SYP</u> 」 <u>、</u> 「 <u>JSII</u> 」及び「 <u>JSIII</u> 」に該当する樹種を除く。）	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)			
保存処理（保存処理を施した旨が表示されているものに限る。）	<p>保存処理を施した旨の表示がしてあるもの<u>にあつては</u>、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>1 アから<u>サ</u>までに掲げるいずれかの種類のうち、当該アから<u>サ</u>までに定める薬剤（アから<u>コ</u>までに定める薬剤<u>にあつては</u>、日本工業規格K 1570（2013）に規定するもの）により保存処理が行われていること。 ア～カ （略） <u>キ</u> <u>アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系</u> <u>テブコナゾール・ジデシルジメチルアンモニウムクロリド・イミダク</u> <u>ロプリド剤（AZNA）</u> ク～サ （略）</p> <p>2 別記3の(2)の浸潤度試験の結果、辺材部分及び心材部分の浸潤度（試験片の切断面が辺材部分のみ又は心材部分のみからなる場合<u>にあつては</u>、当該辺材部分又は心材部分の浸潤度）が、<u>表2</u>の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる樹種<u>区分</u>に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していること。 <u>表2 浸潤度の基準</u></p>			
性能	樹種 <u>区</u> 分	基 準		

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平均年輪幅（別表第3の樹種群の略号が「Hem-Fir」 <u>及び</u> 「S-P-F又はSpruce-Pine-Fir」に該当する樹種を除く。）	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)			
保存処理（保存処理を施した旨が表示されているものに限る。）	<p>保存処理を施した旨の表示がしてあるもの<u>にあつては</u>、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>1 アから<u>コ</u>までに掲げるいずれかの種類のうち、当該アから<u>コ</u>までに定める薬剤（アから<u>ケ</u>までに定める薬剤<u>にあつては</u>、日本工業規格K 1570（2004）に規定するもの）により保存処理が行われていること。 ア～カ （略） [新設]</p> <p><u>キ</u>～<u>コ</u> （略）</p> <p>2 別記3の(2)の浸潤度試験の結果、辺材部分及び心材部分の浸潤度（試験片の切断面が辺材部分のみ又は心材部分のみからなる場合<u>にあつては</u>、当該辺材部分又は心材部分の浸潤度）が、<u>次の表</u>の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる樹種に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していること。 [新設]</p>			
性能	樹 種	基 準		

区分		
K 1	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が90%以上
K 2	心材の耐久性区分D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ10mmまでの心材部分の浸潤度が20%以上
	心材の耐久性区分D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ10mmまでの心材部分の浸潤度が80%以上
K 3	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ10mmまでの心材部分の浸潤度が80%以上
K 4	心材の耐久性区分D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ10mmまでの心材部分の浸潤度が80%以上
	心材の耐久性区分D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ15mm（厚さが90mmを超える枠組壁工法構造用製材にあつては、20mm）までの心材部分の浸潤度が80%以上
K 5	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ15mm（厚さが90mmを超える枠組壁工法構造用製材にあつては、20mm）までの心材部分の浸潤度が80%以上

(注) 1 心材の耐久性区分とは、心材の耐久性により区分した樹種のグループをいう。

2 (略)

3 心材の耐朽性区分D₂の樹種は、2に掲げる樹種以外のものとする。

3 別記の3の(3)の吸収量試験の結果、薬剤の吸収量が、表3の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる使用した薬剤の種類の種類に区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していること。ただし、複数の有効成分を配合したものについては、その配合比が日本工業規格K 1570 (2013)に規定する範囲内であつて、かつ、各有効成分の合計が同表の基準に適合

区分		
K 1	すべての樹種	辺材部分の浸潤度が90%以上であること。
K 2	心材の耐久性区分D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ10mmまでの心材部分の浸潤度が20%以上であること。
	心材の耐久性区分D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ10mmまでの心材部分の浸潤度が80%以上であること。
K 3	すべての樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ10mmまでの心材部分の浸潤度が80%以上であること。
K 4	心材の耐久性区分D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ10mmまでの心材部分の浸潤度が80%以上であること。
	心材の耐久性区分D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ15mm（厚さが90mmを超える枠組壁工法構造用製材にあつては、20mm）までの心材部分の浸潤度が80%以上であること。
K 5	すべての樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ15mm（厚さが90mmを超える枠組壁工法構造用製材にあつては、20mm）までの心材部分の浸潤度が80%以上であること。

(注) [新設]

1 (略)

2 心材の耐久性区分D₂の樹種は、1に掲げる樹種以外のものとする。

3 別記の3の(3)の吸収量試験の結果、薬剤の吸収量が、次の表の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる使用した薬剤の種類の種類に区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していること。ただし、複数の有効成分を配合したものについては、その配合比が日本工業規格K 1570 (2004)に規定する範囲内であつて、かつ、各有効成分の合計が次の表の基準に

していること。

表3 吸収量の基準

性能区分	使用した薬剤の種類	基準
K 1	ほう素化合物系	ほう酸として1.2kg/m ³ 以上
K 2	第四級アンモニウム化合物系	ジデシルジメチルアンモニウムクロリド（以下「DDAC」という。）として2.3kg/m ³ 以上
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物として1.3kg/m ³ 以上
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	ほう素・第四級アンモニウム化合物として1.6kg/m ³ 以上
	銅・第四級アンモニウム化合物系	銅・アルキルアンモニウム化合物として1.3kg/m ³ 以上
	銅・アゾール化合物系	銅・シプロコナゾール化合物として0.5kg/m ³ 以上
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	アゾール・ネオニコチノイド化合物として0.08kg/m ³ 以上
	<u>アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系</u>	<u>アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物として1.2kg/m³以上</u>
	脂肪酸金属塩系	銅を主剤としたものに <u>あつては</u> 、銅として0.5kg/m ³ 以上 亜鉛を主剤としたものに <u>あつては</u> 、亜鉛として

適合していること。

[新設]

性能区分	使用した薬剤の種類	基準
K 1	ほう素化合物系	ほう酸として1.2kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
K 2	第四級アンモニウム化合物系	ジデシルジメチルアンモニウムクロリド（以下「DDAC」という。）として2.3kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物として1.3kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	ほう素・第四級アンモニウム化合物として1.6kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
	銅・第四級アンモニウム化合物系	銅・アルキルアンモニウム化合物として1.3kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
	銅・アゾール化合物系	銅・シプロコナゾール化合物として0.5kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	アゾール・ネオニコチノイド化合物として0.08kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
	[新設]	[新設]
脂肪酸金属塩系	銅を主剤としたものに <u>あつては</u> 、銅として0.5kg/m ³ 以上 <u>であること。</u> 亜鉛を主剤としたものに <u>あつては</u> 、亜鉛として	

		1.0kg/m ³ 以上 亜鉛及びペルメトリンを主剤としたものにあつては、これらの化合物として1.3kg/m ³ 以上
	ナフテン酸金属塩系	銅を主剤としたものにあつては、銅として0.4kg/m ³ 以上 亜鉛を主剤としたものにあつては、亜鉛として0.8kg/m ³ 以上
K 3	第四級アンモニウム化合物系	DDACとして4.5kg/m ³ 以上
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物として2.5kg/m ³ 以上
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	ほう素・第四級アンモニウム化合物として3.2kg/m ³ 以上
	銅・第四級アンモニウム化合物系	銅・アルキルアンモニウム化合物として2.6kg/m ³ 以上
	銅・アゾール化合物系	銅・シプロコナゾール化合物として1.0kg/m ³ 以上
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	アゾール・ネオニコチノイド化合物として0.15kg/m ³ 以上
	<u>アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系</u>	<u>アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物として2.4kg/m³以上</u>
	脂肪酸金属塩系	銅を主剤としたものにあつては、銅として1.0kg/m ³ 以上

		1.0kg/m ³ 以上であること。 亜鉛及びペルメトリンを主剤としたものにあつては、これらの化合物として1.3kg/m ³ 以上であること。
	ナフテン酸金属塩系	銅を主剤としたものにあつては、銅として0.4kg/m ³ 以上であること。 亜鉛を主剤としたものにあつては、亜鉛として0.8kg/m ³ 以上であること。
K 3	第四級アンモニウム化合物系	DDACとして4.5kg/m ³ 以上であること。
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物として2.5kg/m ³ 以上であること。
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	ほう素・第四級アンモニウム化合物として3.2kg/m ³ 以上であること。
	銅・第四級アンモニウム化合物系	銅・アルキルアンモニウム化合物として2.6kg/m ³ 以上であること。
	銅・アゾール化合物系	銅・シプロコナゾール化合物として1.0kg/m ³ 以上であること。
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	アゾール・ネオニコチノイド化合物として0.15kg/m ³ 以上であること。
	[新設]	[新設]
	脂肪酸金属塩系	銅を主剤としたものにあつては、銅として1.0kg/m ³ 以上であること。

		亜鉛を主剤としたもの <u>にあつては</u> 、亜鉛として2.0kg/m ³ 以上 亜鉛及びペルメトリンを主剤としたもの <u>にあつては</u> 、これらの化合物として2.5kg/m ³ 以上
	ナフテン酸金属塩系	銅を主剤としたもの <u>にあつては</u> 、銅として0.8kg/m ³ 以上 亜鉛を主剤としたもの <u>にあつては</u> 、亜鉛として1.6kg/m ³ 以上
K 4	第四級アンモニウム化合物系	DDACとして9.0kg/m ³ 以上
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物として5.0kg/m ³ 以上
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	ほう素・第四級アンモニウム化合物として6.4kg/m ³ 以上
	銅・第四級アンモニウム化合物系	銅・アルキルアンモニウム化合物として5.2kg/m ³ 以上
	銅・アゾール化合物系	銅・シプロコナゾール化合物として2.0kg/m ³ 以上
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	アゾール・ネオニコチノイド化合物として0.3kg/m ³ 以上
	<u>アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系</u>	<u>アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物として4.8kg/m³以上</u>
脂肪酸金属塩系	銅を主剤としたもの <u>にあつては</u> 、銅として1.5k	

		亜鉛を主剤としたもの <u>にあつては</u> 、亜鉛として2.0kg/m ³ 以上 <u>であること。</u> 亜鉛及びペルメトリンを主剤としたもの <u>にあつては</u> 、これらの化合物として2.5kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
	ナフテン酸金属塩系	銅を主剤としたもの <u>にあつては</u> 、銅として0.8kg/m ³ 以上 <u>であること。</u> 亜鉛を主剤としたもの <u>にあつては</u> 、亜鉛として1.6kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
K 4	第四級アンモニウム化合物系	DDACとして9.0kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物として5.0kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	ほう素・第四級アンモニウム化合物として6.4kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
	銅・第四級アンモニウム化合物系	銅・アルキルアンモニウム化合物として5.2kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
	銅・アゾール化合物系	銅・シプロコナゾール化合物として2.0kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	アゾール・ネオニコチノイド化合物として0.3kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
	[新設]	[新設]
脂肪酸金属塩系	銅を主剤としたもの <u>にあつては</u> 、銅として1.5k	

		<p>g/m³以上 <u>亜鉛を主剤としたものにあつては、亜鉛として4.0kg/m³以上</u> <u>亜鉛及びペルメトリンを主剤としたものにあつては、これらの化合物として5.0kg/m³以上</u></p>
	ナフテン酸金属塩系	<p>銅を主剤としたもの<u>にあつては、銅として1.2kg/m³以上</u> <u>亜鉛を主剤としたものにあつては、亜鉛として3.2kg/m³以上</u></p>
	クレオソート油	クレオソート油として80kg/m ³ 以上
K 5	銅・第四級アンモニウム化合物系	銅・アルキルアンモニウム化合物として10.5kg/m ³ 以上
	脂肪酸金属塩系	銅として2.3kg/m ³ 以上
	ナフテン酸金属塩系	銅として1.8kg/m ³ 以上
	クレオソート油	クレオソート油として170kg/m ³ 以上
寸法	<p>1 (略) 2 表示された寸法（寸法型式を含む。）と測定した寸法の差が表4に掲げる数値以下であること。 表4 寸法の許容差</p>	
表示事項	<p>1 次の事項を一括して表示してあること。 (1)～(3) (略) (4) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者。以下同じ。）の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字 2 保存処理を施した旨が表示されているもの<u>にあつては</u>、1に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を一括して記載してあること。</p>	

		<p>g/m³以上<u>であること。</u> <u>亜鉛を主剤としたものにあつては、亜鉛として4.0kg/m³以上であること。</u> <u>亜鉛及びペルメトリンを主剤としたものにあつては、これらの化合物として5.0kg/m³以上であること。</u></p>
	ナフテン酸金属塩系	<p>銅を主剤としたもの<u>にあつては、銅として1.2kg/m³以上であること。</u> <u>亜鉛を主剤としたものにあつては、亜鉛として3.2kg/m³以上であること。</u></p>
	クレオソート油	クレオソート油として80kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
K 5	銅・第四級アンモニウム化合物系	銅・アルキルアンモニウム化合物として10.5kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
	脂肪酸金属塩系	銅として2.3kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
	ナフテン酸金属塩系	銅として1.8kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
	クレオソート油	クレオソート油として170kg/m ³ 以上 <u>であること。</u>
寸法	<p>1 (略) 2 表示された寸法（寸法型式を含む。）と測定した寸法の差が次の表に掲げる数値以下であること。 [新設]</p>	
表示事項	<p>1 次の事項を一括して表示してあること。 (1)～(3) (略) (4) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者。以下同じ。）の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字 2 保存処理を施した旨が表示されているもの<u>にあつては</u>、1に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を一括して記載してあること。</p>	

示 表 示 の 方 法

1 (略)

- (1) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字
 ア 樹種名を表示するものにあつては、別表第3に掲げる樹種の名称（同表に掲げる樹種以外のものにあつては、その樹種の一般名。以下同じ。）を記載すること。
 イ 樹種群を表示するものにあつては、同表に掲げる樹種群の略号を記載すること。
 ウ 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するものにあつては、同一荷口に含まれる全ての樹種について、同表に掲げる樹種の名称を記載し、その次に括弧を付して同表に掲げる樹種群の略号を記載すること。
- (2) 寸法型式名及び未乾燥材又は乾燥材の別を表す文字
 第3条の表1に掲げる寸法型式名に、未乾燥材にあつては「G」を、乾燥材にあつては「D」の文字を付して記載すること。
- (3) (略)
- 2 保存処理のうち性能区分が、K1のものにあつては「保存処理K1」と、K2のものにあつては「保存処理K2」と、K3のものにあつては「保存処理K3」と、K4のものにあつては「保存処理K4」と、K5のものにあつては「保存処理K5」と記載するほか、使用した薬剤を表5の左欄に掲げる薬剤名又は同表の右欄に掲げる薬剤の記号をもって記載すること。

表5 保存処理に係る薬剤名及び薬剤の記号

薬 剤 名	薬剤の記号
(略)	(略)
シプロコナゾール・イミダクロプリド剤	A Z N
<u>テブコナゾール・ジデシルジメチルアンモニウムクロリド</u> <u>・イミダクロプリド剤</u>	<u>A Z N A</u>
(略)	(略)

- 3 表示事項の基準に掲げる事項の表示は、材ごと（長さ表示にあつては、材ごと又は寸法が同一である各りごと）に見やすい箇所に明瞭にしてあること。

表 示 禁 止 事 項

- 次に掲げる事項は、これを表示していないこと。
 (1) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語
 (2) (略)

示 表 示 の 方 法

1 (略)

- (1) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字
 ア 樹種名を表示するものにあつては、別表第3の樹種の名称（同表に掲げる樹種以外のものにあつては、その樹種の一般名。以下同じ。）を記載すること。
 イ 樹種群を表示するものにあつては、同表の樹種群の略号を記載すること。
 ウ 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するものにあつては、同一荷口に含まれるすべての樹種について、同表に掲げる樹種の名称を記載し、その次に括弧を付して同表の樹種群の略号を記載すること。
- (2) 寸法型式名及び未乾燥材又は乾燥材の別を表す文字
 第3条の表に掲げる寸法型式名に、未乾燥材にあつては「G」を、乾燥材にあつては「D」の文字を付して記載すること。
- (3) (略)
- 2 保存処理のうち性能区分が、K1のものにあつては「保存処理K1」と、K2のものにあつては「保存処理K2」と、K3のものにあつては「保存処理K3」と、K4のものにあつては「保存処理K4」と、K5のものにあつては「保存処理K5」と記載するほか、使用した薬剤を次の表の左欄に掲げる薬剤名又は同表の右欄に掲げる薬剤の記号をもつて記載すること。

[新設]

薬 剤 名	薬剤の記号
(略)	(略)
シプロコナゾール・イミダクロプリド剤	A Z N
[新設]	[新設]
(略)	(略)

- 3 表示事項の基準に掲げる事項の表示は、材ごと（長さ表示にあつては、材ごと又は寸法が同一である各りごと）に見やすい箇所に明瞭にしてあること。

表 示 禁 止 事 項

- 次に掲げる事項を表示していないこと。
 (1) 表示事項の基準に掲げる事項の内容と矛盾する用語
 (2) (略)

(乙種枠組材の規格)

第5条 乙種枠組材の規格は、次のとおりとする。

区分	基準				
	コンストラクション	スタンダード	ユティリティ		
品質	含水率（乾燥材に限る。）	別記の3の(1)の含水率試験を行い、同一試料から採取した試験片の含水率の平均値が19%以下であること。			
	節又は穴	<p>1 節の径が別表第1の(2)の各区分の節に掲げる数値以下であること。ただし、幅の材面を横断した流れ節の場合に<u>あつては</u>、相当径比が、コンストラクションに<u>あつては</u>1/4以下、スタンダードに<u>あつては</u>1/3以下、ユティリティに<u>あつては</u>1/2以下であること。</p> <p>2 材面において、長さ15cmの範囲内にある節又は穴の径の合計が別表第1の(2)の各区分の節に掲げる数値の2倍以下であること。</p> <p>3 材面において、コンストラクションに<u>あつては</u>長さ90cm、スタンダードに<u>あつては</u>長さ60cm、ユティリティに<u>あつては</u>長さ30cmの範囲内にある穴の径の合計が別表第1の(2)の各区分の穴に掲げる数値以下であること。</p>			
	(略)	(略)	(略)	(略)	
割れ	貫通割れ	木口面におけるもの	長さが当該材の幅以下であること。この場合において、割れの深さが当該材の厚さの1/2（乾燥材に <u>あつては</u> 、3/4）を超えるものは、貫通割れとみなす。	長さが当該材の幅の1.5倍以下であること。この場合において、割れの深さが当該材の厚さの1/2（乾燥材に <u>あつては</u> 、3/4）を超えるものは、貫通割れとみなす。	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
	その他の割れ		長さの合計が60cm（乾燥材に <u>あつては</u> 、90cm）以下であること。	長さの合計が90cm（乾燥材に <u>あつては</u> 、135cm）以下又は当該材の長さの1/4（乾燥材に <u>あつては</u> 、3/8）以下であること。	(略)

(乙種枠組材の規格)

第5条 乙種枠組材の規格は、次のとおりとする。

区分	基準				
	コンストラクション	スタンダード	ユティリティ		
品質	含水率（乾燥材に限る。）	前条の甲種枠組材の規格の品質の含水率（乾燥材に限る。）の基準を適用する。			
	節又は穴	<p>1 節の径が別表第1の(2)の各区分の節に掲げる数値以下であること。ただし、幅の材面を横断した流れ節の場合に<u>あつては</u>、相当径比が、コンストラクションに<u>あつては</u>1/4以下、スタンダードに<u>あつては</u>1/3以下、ユティリティに<u>あつては</u>1/2以下であること。</p> <p>2 材面において、長さ15cmの範囲内にある節又は穴の径の合計が別表第1の(2)の各区分の節に掲げる数値の2倍以下であること。</p> <p>3 材面において、コンストラクションに<u>あつては</u>長さ90cm、スタンダードに<u>あつては</u>長さ60cm、ユティリティに<u>あつては</u>長さ30cmの範囲内にある穴の径の合計が別表第1の(2)の各区分の穴に掲げる数値以下であること。</p>			
	(略)	(略)	(略)	(略)	
割れ	貫通割れ	木口面におけるもの	長さが当該材の幅以下であること。この場合において、割れの深さが当該材の厚さの1/2（乾燥材に <u>あつては</u> 、3/4）を超えるものは、貫通割れとみなす。	長さが当該材の幅の1.5倍以下であること。この場合において、割れの深さが当該材の厚さの1/2（乾燥材に <u>あつては</u> 、3/4）を超えるものは、貫通割れとみなす。	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
	その他の割れ		長さの合計が60cm（乾燥材に <u>あつては</u> 、90cm）以下であること。	長さの合計が90cm（乾燥材に <u>あつては</u> 、135cm）以下又は当該材の長さの1/4（乾燥材に <u>あつては</u> 、3/8）以下であること。	(略)

加工上の欠点	(略)	(略)	(略)	(略)
	目 離 れ	長さが30mm以下であつて、材の長さ1m(端数がある場合には、これを切り上げる。)につき2個以下であること。	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	削り残し		各材面の面積の40%以下であつて、深さが3.0mmを超える部分の面積が、各材面の面積の30%以下であること。	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)		(略)

加工上の欠点	(略)	(略)	(略)	(略)
	目 離 れ	長さが30mm以下であつて、材の長さ1m(端数がある場合には、これを切り上げる。)につき2個以下であること。	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	削り残し		各材面の面積の40%以下であつて、深さが3.0mmを超える部分の面積が、各材面の面積の30%以下であること。	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)		(略)

(MSR 枠組材の規格)

第6条 MSR 枠組材の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	含水率(乾燥材に限る。)
	別記の3の(1)の含水率試験を行い、同一試料から採取した試験片の含水率の平均値が19%以下であること。
	曲げ強度性能
	別記の3の(5)の曲げ試験(MSR区分)を行い、次の1から3までの基準に適合していること。

(MSR 製材の規格)

第6条 MSR 製材の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	含水率(乾燥材に限る。)
	第4条の甲種枠組材の規格の品質の含水率(乾燥材に限る。)の基準を適用する。
	曲げ強度性能
	別記3の(4)の曲げ試験を行い、次の1から3までの基準に適合していること。

- 1 曲げ試験 (MSR区分) に供するMSR枠組材 (以下「曲げ試験MSR枠組材」という。)の曲げヤング係数の平均値が、表6のMSR等級(等級区分機により曲げヤング係数を測定し、格付する場合の等級をいう。以下同じ。)のうち格付しようとするものに対応する同表の曲げヤング係数の①の数値以上であること。
- 2 曲げ試験MSR枠組材の曲げヤング係数が、表6のMSR等級のうち格付しようとするものに対応する同表の曲げヤング係数の②の数値以上である曲げ試験MSR枠組材の本数は表7の抽出本数に応じ、それぞれ同表の適合する本数の数以上であること。
- 3 曲げ試験MSR枠組材のうち、次の計算式により計算された荷重に至るまで破壊されないものが、表8の抽出本数に応じ、それぞれ同表の適合する本数の数以上であること。この場合において、曲げ試験MSR枠組材が一部破壊されていても、全体として当該荷重を支えていることが明らかな場合には、当該曲げ試験MSR枠組材は破壊されていないものとみなす。ただし、これ以外の方法によって曲げ試験MSR枠組材の曲げ応力度の信頼水準75%の95%下側許容限界値が表6の曲げ応力度の数値以上であることを明らかに判定できる場合には、その方法によることができる。

(式略)

F B : 表6のMSR等級のうち格付しようとするものに対応する同表の曲げ応力度 (MPa又はN/mm²)

b : 曲げ試験MSR枠組材の厚さ (mm)

h : 曲げ試験MSR枠組材の幅 (mm)

ℓ : スパン (mm)

表6 MSR等級ごとの曲げ強度性能の基準

MSR等級	曲げヤング係数 (GPa又は10 ³ N/mm ²)		曲げ応力度 (MPa又は N/mm ²)
	①	②	
900F b - 0.6E (略)	4.1 (略)	3.4 (略)	13.2 (略)
1200F b - 0.7E	4.8	3.9	17.4
1200F b - 0.8E (略)	5.5 (略)	4.5 (略)	17.4 (略)

表7 曲げ試験 (MSR区分) において曲げヤング係数が基準値以上であるものの本数の基準

抽出本数	適合する本数

- 1 曲げ試験に供する枠組壁工法構造用製材 (以下「曲げ試験製材」という。)の曲げヤング係数の平均値が、表1の曲げ応力等級のうち格付しようとするものに対応する同表の曲げヤング係数の①の数値以上であること。
- 2 曲げ試験製材の曲げヤング係数が、表1の曲げ応力等級のうち格付しようとするものに対応する同表の曲げヤング係数の②の数値以上である曲げ試験製材の本数は表2の採取枚数又は本数に応じ、それぞれ同表の適合する枚数又は本数の数以上であること。
- 3 曲げ試験製材のうち、次の計算式により計算された荷重に至るまで破壊されないものが、表3の採取枚数又は本数に応じ、それぞれ同表の適合する枚数又は本数の数以上であること。この場合において、曲げ試験製材が一部破壊されていても、全体として当該荷重を支えていることが明らかな場合には、当該曲げ試験製材は破壊されていないものとみなす。ただし、これ以外の方法によって曲げ試験製材の曲げ応力度の信頼水準75%の95%下側許容限界値が表1の曲げ応力度の数値以上であることを明らかに判定できる場合には、その方法によることができる。

(式略)

F B : 表1の曲げ応力等級のうち格付しようとするものに対応する同表の曲げ応力度 (MPa又はN/mm²)

b : 曲げ試験製材の厚さ (mm)

h : 曲げ試験製材の幅 (mm)

ℓ : スパン (mm)

表1

曲げ応力等級	曲げヤング係数 (GPa又は10 ³ N/mm ²)		曲げ応力度 (MPa又は N/mm ²)
	①	②	
[新設] (略)	[新設] (略)	[新設] (略)	[新設] (略)
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
[新設] (略)	[新設] (略)	[新設] (略)	[新設] (略)

表2

採取枚数又は本数	適合する枚数又は本数

(略)	(略)
-----	-----

表8 曲げ試験 (MSR区分) において荷重に至るまで破壊されないものの本数の基準

抽出本数	適合する本数
(略)	(略)

引張り強度性能 (引張り強度性能を表示するものに限る。)

別記の3の(7)の引張り試験を行い、引張り試験に供するMSR枠組材 (以下「引張り試験MSR枠組材」という。)のうち、次の計算式により計算された荷重に至るまで破壊されないものが、表10の抽出本数に応じ、それぞれ同表の適合する本数の数以上であること。この場合において、引張り試験MSR枠組材が一部破壊されていても、全体として当該荷重を支えていることが明らか場合には、当該引張り試験MSR枠組材は破壊されていないものとみなす。ただし、これ以外の方法によって引張り試験MSR枠組材の引張り応力度の信頼水準75%の95%下側許容限界値が表9の引張り応力度以上であることを明らかに判定できる場合には、その方法によることができる。

(式略)

F T : 表9の引張り強度性能のうち格付しようとするものに対応する同表の引張り応力度 (MPa又はN/mm²)

A : 引張り試験MSR枠組材の断面積 (mm²)

表9 MSR枠組材の引張り強度性能の基準

(表略)

表10 引張り試験において荷重に至るまで破壊されないものの本数の基準

抽出本数	適合する本数
(略)	(略)

(略)

(略)

割貫木口面におけるもの

長さが当該材の幅の1.5倍以下であること。この場合において、割れの深さが当該材の厚さの1/2 (乾燥材にあつては、3/4) を超えるものは、貫通割れとみなす。

割 (略)

(略)

(略)	(略)
-----	-----

表3

採取枚数又は本数	適合する枚数又は本数
(略)	(略)

引張り強度性能 (引張り強度性能を表示するものに限る。)

別記3の(5)の引張り試験を行い、引張り試験に供する枠組壁工法構造用製材 (以下「引張り試験製材」という。)のうち、次の計算式により計算された荷重に至るまで破壊されないものが、表2の採取枚数又は本数に応じ、それぞれ同表の適合する枚数又は本数の数以上であること。この場合において、引張り試験製材が一部破壊されていても、全体として当該荷重を支えていることが明らか場合には、当該引張り試験製材は破壊されていないものとみなす。ただし、これ以外の方法によって引張り試験製材の引張り応力度の信頼水準75%の95%下側許容限界値が表1の引張り応力度以上であることを明らかに判定できる場合には、その方法によることができる。

(式略)

F T : 表1の引張り強度性能のうち格付しようとするものに対応する同表の引張り応力度 (MPa又はN/mm²)

A : 引張り試験製材の断面積 (mm²)

表1

(表略)

表2

採取枚数又は本数	適合する枚数又は本数
(略)	(略)

(略)

(略)

割貫木口面におけるもの

長さが当該材の幅の1.5倍以下であること。この場合において、割れの深さが当該材の厚さの1/2 (乾燥材にあつては、3/4) を超えるものは、貫通割れとみなす。

割 (略)

(略)

れ									
その他の割れ	長さの合計が90cm（乾燥材にあつては、135cm）以下又は当該材の長さの1/4（乾燥材にあつては、3/8）以下であること。								
(略)	(略)								
幅面の材縁部の品質	<p>節、穴、腐れ等の強度を減少させる欠点（以下「強度低減欠点」という。）の相当径比は、<u>表11</u>のMSR等級に応じ、それぞれ強度低減欠点の相当径比に掲げる数値以下であること。</p> <p><u>表11</u> 幅面の材縁部における強度低減欠点の相当径比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>MSR 等級</th> <th>強度低減欠点の相当径比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900 F b - <u>0.6</u>E から 900 F b - 1.2 E まで</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1200 F b - <u>0.7</u>E から 1450 F b - 1.3 E まで</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 材縁部とは、幅方向のりょう線からの距離が「1/6×各等級の強度低減欠点の相当径比×当該材の幅」により計算された数値以下の部分をいい、強度低減欠点の一部が材縁部に接する場合には、これを含むものとする。</p>	MSR 等級	強度低減欠点の相当径比	900 F b - <u>0.6</u> E から 900 F b - 1.2 E まで	(略)	1200 F b - <u>0.7</u> E から 1450 F b - 1.3 E まで	(略)	(略)	(略)
MSR 等級	強度低減欠点の相当径比								
900 F b - <u>0.6</u> E から 900 F b - 1.2 E まで	(略)								
1200 F b - <u>0.7</u> E から 1450 F b - 1.3 E まで	(略)								
(略)	(略)								
材の両端部の品質	<p>等級区分機による測定のできない両端部における強度低減欠点の相当径比が、中央部（等級区分機による測定を行った部分をいう。）にあるものの相当径比又は<u>表12</u>のMSR等級に応じ、それぞれ強度低減欠点の相当径比に掲げる数値より小さいこと。</p> <p><u>表12</u> 材の両端部における強度低減欠点の相当径比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>MSR 等級</th> <th>強度低減欠点の相当径比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900 F b - <u>0.6</u>E から 900 F b - 1.2 E まで</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1200 F b - <u>0.7</u>E から 1450 F b - 1.3 E まで</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	MSR 等級	強度低減欠点の相当径比	900 F b - <u>0.6</u> E から 900 F b - 1.2 E まで	(略)	1200 F b - <u>0.7</u> E から 1450 F b - 1.3 E まで	(略)	(略)	(略)
MSR 等級	強度低減欠点の相当径比								
900 F b - <u>0.6</u> E から 900 F b - 1.2 E まで	(略)								
1200 F b - <u>0.7</u> E から 1450 F b - 1.3 E まで	(略)								
(略)	(略)								

れ									
その他の割れ	長さの合計が90cm（乾燥材にあつては、135cm）以下又は当該材の長さの1/4（乾燥材にあつては、3/8）以下であること。								
(略)	(略)								
幅面の材縁部の品質	<p>節、穴、腐れ等の強度を減少させる欠点（以下「強度低減欠点」という。）の相当径比は、<u>次の表</u>の<u>曲げ応力等級</u>に応じ、それぞれ強度低減欠点の相当径比に掲げる数値以下であること。</p> <p>[新設]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>曲げ 応 力 等 級</th> <th>強度低減欠点の相当径比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900 F b - <u>1.0</u>E 及び 900 F b - 1.2 E</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1200 F b - <u>1.2</u>E から 1450 F b - 1.3 E まで</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 材縁部とは、幅方向のりょう線からの距離が「1/6×各等級の強度低減欠点の相当径比×当該材の幅」により計算された数値以下の部分をいい、強度低減欠点の一部が材縁部に接する場合には、これを含むものとする。</p>	曲げ 応 力 等 級	強度低減欠点の相当径比	900 F b - <u>1.0</u> E 及び 900 F b - 1.2 E	(略)	1200 F b - <u>1.2</u> E から 1450 F b - 1.3 E まで	(略)	(略)	(略)
曲げ 応 力 等 級	強度低減欠点の相当径比								
900 F b - <u>1.0</u> E 及び 900 F b - 1.2 E	(略)								
1200 F b - <u>1.2</u> E から 1450 F b - 1.3 E まで	(略)								
(略)	(略)								
材の両端部の品質	<p>等級区分機による測定のできない両端部における強度低減欠点の相当径比が、中央部（等級区分機による測定を行った部分をいう。）にあるものの相当径比又は<u>次の表</u>の<u>曲げ応力等級</u>に応じ、それぞれ強度低減欠点の相当径比に掲げる数値より小さいこと。</p> <p>[新設]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>曲げ 応 力 等 級</th> <th>強度低減欠点の相当径比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900 F b - <u>1.0</u>E 及び 900 F b - 1.2 E</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1200 F b - <u>1.2</u>E から 1450 F b - 1.3 E まで</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	曲げ 応 力 等 級	強度低減欠点の相当径比	900 F b - <u>1.0</u> E 及び 900 F b - 1.2 E	(略)	1200 F b - <u>1.2</u> E から 1450 F b - 1.3 E まで	(略)	(略)	(略)
曲げ 応 力 等 級	強度低減欠点の相当径比								
900 F b - <u>1.0</u> E 及び 900 F b - 1.2 E	(略)								
1200 F b - <u>1.2</u> E から 1450 F b - 1.3 E まで	(略)								
(略)	(略)								

(略)	(略)
表示事項	<p>1 (略)</p> <p>(1)・(2)</p> <p>(3) <u>MSR等級</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 引張り強度性能を表示するもの<u>にあつては</u>、1に規定するもののほか、引張り強度性能を一括して表示してあること。</p>
表示の方法	<p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字</p> <p>ア 樹種名を表示するもの<u>にあつては</u>、別表第3の樹種の名称を記載すること。</p> <p>イ 樹種群を表示するもの<u>にあつては</u>、同表の樹種群の略号を記載すること。</p> <p>ウ 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するもの<u>にあつては</u>、同一荷口に含まれる<u>全ての</u>樹種について、同表に掲げる樹種の名称を記載し、その次に括弧を付して同表の樹種群の略号を記載すること。</p> <p>(3) <u>MSR等級</u> 曲げ強度性能の表6の<u>MSR等級</u>を記載すること。</p> <p>(4) 寸法型式名及び未乾燥材又は乾燥材の別を表す文字 第3条の表1に掲げる寸法型式名に、未乾燥材<u>にあつては</u>「G」を、乾燥材<u>にあつては</u>「D」の文字を付して記載すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 表示事項の基準の2により、引張り強度性能を表示する場合<u>にあつては</u>、引張り強度性能（引張り強度性能を表示するものに限る。）の表9の引張り強度性能を表示する。</p> <p>3 (略)</p>
表示禁止事項	<p><u>次に掲げる事項は、これを表示していないこと。</u></p> <p>(1) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語</p> <p>(2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示</p>

(略)	(略)
表示事項	<p>1 (略)</p> <p>(1)・(2)</p> <p>(3) <u>曲げ応力等級</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 引張り強度性能を表示するもの<u>にあつては</u>、1に規定するもののほか、引張り強度性能を一括して表示してあること。</p>
表示の方法	<p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字</p> <p>ア 樹種名を表示するもの<u>にあつては</u>、別表第3の樹種の名称を記載すること。</p> <p>イ 樹種群を表示するもの<u>にあつては</u>、同表の樹種群の略号を記載すること。</p> <p>ウ 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するもの<u>にあつては</u>、同一荷口に含まれる<u>すべての</u>樹種について、同表に掲げる樹種の名称を記載し、その次に括弧を付して同表の樹種群の略号を記載すること。</p> <p>(3) <u>曲げ応力等級</u> 曲げ強度性能の表1の<u>曲げ応力等級</u>を記載すること。</p> <p>(4) 寸法型式名及び未乾燥材又は乾燥材の別を表す文字 第3条の表1に掲げる寸法型式名に、未乾燥材<u>にあつては</u>「G」を、乾燥材<u>にあつては</u>「D」の文字を付して記載すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 表示事項の基準の2により、引張り強度性能を表示する場合<u>にあつては</u>、引張り強度性能（引張り強度性能を表示するものに限る。）の表1の引張り強度性能を表示する。</p> <p>3 (略)</p>
表示禁止事項	<p><u>第4条の甲種枠組材の規格の表示の表示禁止事項の基準を適用する。</u></p>

(たて枠用たて継ぎ材の規格)

第7条 たて枠用たて継ぎ材の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準

[新設]

接着の程度

別記の3の(4)の煮沸繰返し試験又は減圧加圧試験を行い、次の1及び2の基準に適合すること。

1 フィンガーの長さが16mm以下の場合には、1サイクル終了時の剥離率が5%以下であること。ただし、その時の剥離率が5%を超えた場合には、更に2サイクルの処理を行い、その終了時の剥離率が10%以下であること。

2 フィンガーの長さが16mmを超える場合には、1サイクル終了時の平均剥離率が5%以下であること。ただし、その時の平均剥離率が5%を超えた場合には、更に2サイクルの処理を行い、その終了時の各試験片の剥離率が15%以下であり、かつ、平均剥離率が10%以下であること。

含水率

別記の3の(1)の含水率試験を行い、同一試料から採取した試験片の含水率の平均値が19%以下であること。

曲げ強度性能

別記の3の(6)の曲げ試験（たて継ぎ部）を行い、次の1及び2の基準に適合すること。

1 曲げ試験（たて継ぎ部）に供する枠組壁工法構造用たて継ぎ材（以下「試験たて継ぎ材」という。）の95%以上の曲げ強さが、フラットワイズ（幅の材面を上面にすることをいう。以下同じ。）及び寸法型式204のエッジワイズ（厚さの材面を上面にすることをいう。以下同じ。）にあつては表13の曲げ強さの①の値、寸法型式206のエッジワイズにあつては同表の曲げ強さの①の値に0.84を乗じて得た値以上であること。

2 試験たて継ぎ材の全ての曲げ強さが、フラットワイズ及び寸法型式204のエッジワイズにあつては表13の曲げ強さの②の値、寸法型式206のエッジワイズにあつては同表の曲げ強さの②の値に0.84を乗じて得た値以上であること。

表13 たて枠用たて継ぎ材の曲げ強さの基準

樹 種 群	曲げ強さ (MPa又はN/mm ²)	
	①	②
DFir-L	10.8	9.6
Hem-Tam	6.1	5.4
Hem-Fir	10.1	9.0
S-P-F又はSpruce-Pine-Fir	10.1	9.0

W Cedar	7.4	6.6
SYP	8.8	7.8
J S I	10.5	9.3
J S II	9.2	8.2
J S III	7.3	6.5

(注) 樹種群に対応する樹種は、別表第3による。

材 面 の 品 質	節又は穴	第5条に規定する乙種枠組材の規格のスタンダードの品質の基準を適用する。
	腐れ	
	変色	
	丸身	
	割れ	
	加工上の欠点	
	曲がり	
	反り又はねじれ	
	髓（ラジアタパインに限る。）	
	繊維走向の傾斜	
	その他の欠点	
	材料	
た	節又は穴	最大径が25mm以下であること。

	て	丸身	厚丸身が1/2以下であること。
	継	やにつば	木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下であること。
	ぎ	段差	1.5mm以下であること。
	部	フィンガーの形状	フィンガーの長さが12mm以上であり、かつ、一方のひき板のフィンガーの先端と他方のひき板のフィンガーの底部の隙間が、1.5mm以下であること。
	寸法		<u>1 寸法型式が204又は206であること。</u> <u>2 第4条の甲種枠組材の規格の品質の寸法の基準の2を適用する。</u>
表 示	表示事項		<u>1 次の事項を一括して表示してあること。</u> <u>(1) 品名</u> <u>(2) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字</u> <u>(3) 寸法型式名</u> <u>(4) 長さ</u> <u>(5) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者。以下同じ。）</u> <u>の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字</u> <u>2 ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあつては、1に規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示することができる。</u>
	表示の方法		<u>1 表示事項の基準の1の(1)から(4)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u> <u>(1) 品名</u> <u>「たて枠用たて継ぎ材」又は「F J S T U D」と記載すること。</u> <u>(2) 樹種名又は樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字</u> <u>ア 樹種名を表示するものにあつては、別表第3に掲げる樹種の名称を記載すること。</u> <u>イ 樹種群を表示するものにあつては、同表に掲げる樹種群の略号を記載すること。</u> <u>ウ 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するものにあつては、同一荷口に含まれる全ての樹種について、同表に掲げる樹種の名称を記載し、その次に括弧を付して同表に掲げる樹種群の略号を記載すること。</u> <u>(3) 寸法型式名</u> <u>第3条の表1に掲げる寸法型式名を記載すること。</u> <u>(4) 長さ</u> <u>長さは、mm、cm又はmの単位を明記して記載すること。</u> <u>2 表示事項の基準の2により、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用してい</u>

	<p>る旨の表示をする場合には、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」と記載すること。</p> <p>3 表示事項の基準に規定する事項の表示は、材ごと（長さ表示にあっては、材ごと又は寸法が同一である各こりごと。）に見やすい箇所に明瞭にしてあること。</p>
表示禁止事項	<p>次に掲げる事項は、これを表示していないこと。</p> <p>(1) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語</p> <p>(2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示</p>

〔甲種たて継ぎ材の規格〕

〔新設〕

第8条 甲種たて継ぎ材の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準					
	特 級	1 級	2 級	3 級		
品	接着の程度	前条のたて枠用たて継ぎ材の規格の品質の接着の程度の基準を適用する。				
	含水率	別記の3の(1)の含水率試験を行い、同一試料から採取した試験片の含水率の平均値が19%以下であること。				
質	曲げ強度性能	<p>別記の3の(6)の曲げ試験（たて継ぎ部）を行い、次の1及び2の基準に適合すること。</p> <p>1 試験たて継ぎ材の95%以上の曲げ強さが、フラットワイズ及び表15に掲げる寸法型式以外のエッジワイズにあっては表14の曲げ強さの①の値、表15に掲げる寸法型式のエッジワイズにあっては表14の曲げ強さの①の値に表15に掲げる寸法型式に応じた係数を乗じて得た値以上であること。</p> <p>2 試験たて継ぎ材の全ての曲げ強さが、フラットワイズ及び表15に掲げる寸法型式以外のエッジワイズにあっては表14の曲げ強さの②の値、表15に掲げる寸法型式のエッジワイズにあっては表14の曲げ強さの②の値に表15に掲げる寸法型式に応じた係数を乗じて得た値以上であること。</p> <p>表14 甲種たて継ぎ材の曲げ強さの基準</p>				
		<table border="1"> <tr> <td>樹 種 群</td> <td>等 級</td> <td>曲げ強さ (MPa又はN/mm²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	樹 種 群	等 級	曲げ強さ (MPa又はN/mm ²)	
樹 種 群	等 級	曲げ強さ (MPa又はN/mm ²)				

		①	②
<u>DFir-L</u>	特級	<u>40.5</u>	<u>36.0</u>
	1級	<u>27.6</u>	<u>24.6</u>
	2級	<u>24.3</u>	<u>21.6</u>
	3級	<u>14.2</u>	<u>12.6</u>
<u>Hem-Tam</u>	特級	<u>33.0</u>	<u>29.4</u>
	1級	<u>20.2</u>	<u>18.0</u>
	2級	<u>15.5</u>	<u>13.8</u>
	3級	<u>9.4</u>	<u>8.4</u>
<u>Hem-Fir</u>	特級	<u>38.4</u>	<u>34.2</u>
	1級	<u>26.3</u>	<u>23.4</u>
	2級	<u>22.9</u>	<u>20.4</u>
	3級	<u>13.5</u>	<u>12.0</u>
<u>S-P-F又はSpruce -Pine-Fir</u>	特級	<u>33.7</u>	<u>30.0</u>
	1級	<u>24.9</u>	<u>22.2</u>
	2級	<u>24.3</u>	<u>21.6</u>
	3級	<u>14.2</u>	<u>12.6</u>
<u>W Cedar</u>	特級	<u>26.3</u>	<u>23.4</u>
	1級	<u>18.9</u>	<u>16.8</u>
	2級	<u>18.2</u>	<u>16.2</u>
	3級	<u>10.8</u>	<u>9.6</u>
<u>SYP</u>	特級	<u>43.8</u>	<u>39.0</u>
	1級	<u>27.4</u>	<u>24.4</u>
	2級	<u>20.8</u>	<u>18.5</u>
	3級	<u>11.9</u>	<u>10.6</u>
<u>J S I</u>	特級	<u>37.8</u>	<u>33.6</u>
	1級	<u>26.6</u>	<u>23.7</u>
	2級	<u>24.9</u>	<u>22.2</u>
	3級	<u>14.5</u>	<u>12.9</u>
<u>J S II</u>	特級	<u>31.9</u>	<u>28.4</u>
	1級	<u>22.9</u>	<u>20.4</u>
	2級	<u>21.9</u>	<u>19.5</u>

	3級	12.7	11.3
J S III	特級	25.3	22.5
	1級	18.1	16.1
	2級	17.4	15.5
	3級	10.1	9.0

(注) 樹種群に対応する樹種は、別表第3による。

表15 甲種たて継ぎ材の寸法型式に応じた係数

寸法型式	係 数
206	0.84
208	0.75
210	0.68
212	0.63

材 面 の 品 質	節又は穴	第4条に規定する甲種枠組材の規格の特級の品質の基準を適用する。	第4条に規定する甲種枠組材の規格の1級の品質の基準を適用する。	第4条に規定する甲種枠組材の規格の2級の品質の基準を適用する。	第4条に規定する甲種枠組材の規格の3級の品質の基準を適用する。
	腐れ				
	変色				
	丸身				
	割れ				
	加工上の欠点				
	曲がり				
	反り又はねじれ				
	平均年輪幅（別表第3の樹種群の略号が「Hem-Fir」、「S-P-F」又は「Spruce-Pine-Fir」、「SYP」、				

	「J S II」及び「J S III」に該当する樹種を除く。）			
	髓心部又は髓（ラジア タバインに限る。）			
	繊維走向の傾斜			
	その他の欠点			
材料		<u>1 たて継ぎされる木材が同一樹種群のもので構成されていること。</u> <u>2 接着剤がレゾルシノール樹脂、フェノール・レゾルシノール共縮合樹脂又はこれと同等以上の性能を有するものであること。</u>		
た て 継 ぎ 部	節又は穴	木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下であること		
	丸身	厚丸身が1/2以下であること。		
	やにつぼ	ないこと。ただし、3級にあつては、木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下であること。		
	段差	1.5mm以下であること。ただし、3級にあつては、一方の段差が1.5mm以下であり、かつ、他方の段差が3mm以下であること。		
	フィンガーの形状	フィンガーの長さが12mm以上であり、かつ、一方のひき板のフィンガーの先端と他方のひき板のフィンガーの底部の隙き間が、1.5mm以下であること。		
寸法		<u>1 寸法型式が203、204、206、208、210又は212であること。</u> <u>2 第4条に規定する甲種枠組材の規格の品質の寸法の基準の2を適用する。</u>		
表	表示事項	前条に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格の表示の表示事項の基準を適用する。		
	表示の方法	<u>1 表示事項の基準において適用する前条のたて枠用たて継ぎ材の規格の表示の表示事項の基準の1の(1)から(4)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u>		

示		<p>(1) 品名 <u>「たて継ぎ材」又は「F J」と記載すること。</u></p> <p>(2) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字 <u>ア 樹種名を表示するものにあつては、別表第3に掲げる樹種の名称を記載すること。</u> <u>イ 樹種群を表示するものにあつては、同表に掲げる樹種群の略号を記載すること。</u> <u>ウ 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するものにあつては、同一荷口に含まれる全ての樹種について、同表に掲げる樹種の名称を記載し、その次に括弧を付して同表に掲げる樹種群の略号を記載すること。</u></p> <p>(3) 寸法型式名 <u>第3条の表1に掲げる寸法型式名記載すること。</u></p> <p>(4) 長さ <u>長さは、mm、cm又はmの単位を明記して記載すること。</u></p> <p>2 <u>表示事項の基準の2により、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の表示をする場合には、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」と記載すること。</u></p> <p>3 <u>表示事項の基準に規定する事項の表示は、材ごと（長さ表示にあつては、材ごと又は寸法が同一である各こりごと。）に見やすい箇所に明瞭にしてあること。</u></p>
	表示禁止事項	<p>次に掲げる事項は、これを表示していないこと。</p> <p>(1) <u>表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語</u></p> <p>(2) <u>その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示</u></p>

(乙種たて継ぎ材の規格)

第9条 乙種たて継ぎ材の規格は、次のとおりとする。

[新設]

区 分		基 準		
		コンストラクション	スタンダード	ユティリティ
品	接着の程度	第7条に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格の品質の接着の程度の基準を適用する。		
	含水率	別記の3の(1)の含水率試験を行い、同一試料から採取した試験片の含水率の平均値が19%以下であること。		

曲げ強度性能

別記の3の(6)の曲げ試験(たて継ぎ部)を行い、次の1及び2の基準に適合すること。

1 試験たて継ぎ材の95%以上の曲げ強さが表16の曲げ強さの①の値以上であること。

2 試験たて継ぎ材の全ての曲げ強さが表16の曲げ強さの②の値以上であること。

表16 乙種たて継ぎ材の曲げ強さの基準

樹 種 群	等 級	曲げ強さ (MPa又はN/mm ²)	
		①	②
DFir-L	コンストラクション	18.2	16.2
	スタンダード	10.8	9.6
	ユティリティ	4.7	4.2
Hem-Tam	コンストラクション	11.5	10.2
	スタンダード	6.1	5.4
	ユティリティ	3.4	3.0
Hem-Fir	コンストラクション	17.5	15.6
	スタンダード	10.1	9.0
	ユティリティ	4.7	4.2
S-P-F又はSpruce-Pine-Fir	コンストラクション	18.2	16.2
	スタンダード	10.1	9.0
	ユティリティ	4.7	4.2
W Cedar	コンストラクション	13.5	12.0
	スタンダード	7.4	6.6
	ユティリティ	4.0	3.6
SYP	コンストラクション	15.6	13.9
	スタンダード	8.8	7.8
	ユティリティ	4.2	3.7
JSI	コンストラクション	19.0	16.9
	スタンダード	10.5	9.3

	ユティリティ	4.9	4.4
J S II	コンストラクション	16.6	14.8
	スタンダード	9.2	8.2
	ユティリティ	4.4	3.9
J S III	コンストラクション	13.3	11.8
	スタンダード	7.3	6.5
	ユティリティ	3.5	3.1

(注) 樹種群に対応する樹種は、別表第3による。

材 面 の 品 質	節又は穴	第5条に規定する乙種 枠組材の規格のコンス トラクションの品質の 基準を適用する。	第5条に規定する乙種 枠組材の規格のスタン ダードの品質の基準を 適用する。	第5条に規定する乙種 枠組材の規格のユティ リティの品質の基準を 適用する。
	腐れ			
	変色			
	丸身			
	割れ			
	加工上の欠点			
	曲がり			
	反り又はねじれ			
	髓 (ラジアタパイン に限る。)			
	繊維走向の傾斜			
その他の欠点				

材料	<p>1 <u>たて継ぎされる木材が同一樹種群のもので構成されていること。</u></p> <p>2 <u>接着剤がレゾルシノール樹脂、フェノール・レゾルシノール共縮合樹脂又はこれと同等以上の性能を有するものであること。</u></p>
----	--

た て 継 ぎ 部	節又は穴	木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下であること。
	丸身	厚丸身が1/2以下であること。
	やにつぼ	木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下であること。
	段差	1.5mm以下であること。ただし、ユティリティにあつては、一方の段差が1.5mm以下であり、かつ、他方の段差が3mm以下であること。
	フィンガーの形状	フィンガーの長さが12mm以上であり、かつ、一方のひき板のフィンガーの先端と他方のひき板のフィンガーの底部の隙間が、1.5mm以下であること。
寸法	1 寸法型式が203又は204であること。 2 第4条に規定する甲種枠組材の規格の品質の寸法の基準の2を適用する。	
表示	第8条に規定する甲種たて継ぎ材の規格の表示の基準を適用する。	

(MSRたて継ぎ材の規格)

第10条 MSRたて継ぎ材の規格は、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	接着の程度	第7条に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格の品質の接着の程度の基準を適用する。
	含水率	別記の3の(1)の含水率試験を行い、同一試料から採取した試験片の含水率の平均値が19%以下であること。
	曲げ強度性能	第6条に規定するMSR枠組材の規格の品質の曲げ強度性能の基準を適用する。
	丸身	第6条に規定するMSR枠組材の規格の品質の該当部分の基準を適用する。
	割れ	
曲がり		

[新設]

	反り又はねじれ	
	幅面の材縁部の品質	
	その他の欠点	
	材料	<p>1 たて継ぎに使用する材は、MSR区分された同一樹種群のものであって、第6条に規定するMSR枠組材の品質の曲げ強度性能の表6左欄に掲げるMSR等級が同一のものであり、かつ、同条に規定するMSR枠組材の品質の材の両端部の品質の基準に適合するものであること。</p> <p>2 接着剤がレゾルシノール樹脂、フェノール・レゾルシノール共縮合樹脂又はこれと同等以上の性能を有するものであること。</p>
た て 継 ぎ 部	節又は穴	木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下であること。
	丸身	厚丸身が1/2以下であること。
	やにつぼ	ないこと。
	段差	1.5mm以下であること。
	フィンガーの形状	フィンガーの長さが12mm以上であり、かつ、一方のひき板のフィンガーの先端と他方のひき板のフィンガーの底部の隙き間が、1.5mm以下であること。
	寸法	<p>1 寸法型式が203、204、206、208、210又は212であること。</p> <p>2 第4条に規定する甲種枠組材の規格の品質の寸法の基準の2を適用する。</p>
表 示	表示事項	<p>1 次の事項を一括して表示してあること。</p> <p>(1) 品名</p> <p>(2) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字</p> <p>(3) MSR等級</p> <p>(4) 寸法型式名</p> <p>(5) 長さ</p> <p>(6) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字</p> <p>2 ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認定機</p>

	<p>関又は登録外国認定機関が認めた場合にあつては、1に規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示することができる。</p>
表示の方法	<p>1 表示事項の基準の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名 「MSRたて継ぎ材」又は「FJ-MSR」と記載すること。</p> <p>(2) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字 ア 樹種名を表示するものにあつては、別表第3に掲げる樹種の名称を記載すること。 イ 樹種群を表示するものにあつては、同表に掲げる樹種群の略号を記載すること。 ウ 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するものにあつては、同一荷口に含まれる全ての樹種について、同表に掲げる樹種の名称を記載し、その次に括弧を付して同表に掲げる樹種群の略号を記載すること。</p> <p>(3) MSR等級 第6条の表6のMSR等級を記載すること。</p> <p>(4) 寸法型式名 第3条の表1に掲げる寸法型式名を記載すること。</p> <p>(5) 長さ 長さは、mm、cm又はmの単位を明記して記載すること。</p> <p>2 表示事項の基準の2により、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の表示をする場合には、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」と記載すること。</p> <p>3 表示事項の基準に規定する事項の表示は、材ごと（長さ表示にあつては、材ごと又は寸法が同一である各こりごと。）に見やすい箇所に明瞭にしてあること。</p>
表示禁止事項	<p>次に掲げる事項は、これを表示していないこと。</p> <p>(1) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語</p> <p>(2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示</p>

	<p>関又は登録外国認定機関が認めた場合にあつては、1に規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示することができる。</p>
表示の方法	<p>1 表示事項の基準の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名 「MSRたて継ぎ材」又は「FJ-MSR」と記載すること。</p> <p>(2) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字 ア 樹種名を表示するものにあつては、別表第3に掲げる樹種の名称を記載すること。 イ 樹種群を表示するものにあつては、同表に掲げる樹種群の略号を記載すること。 ウ 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するものにあつては、同一荷口に含まれる全ての樹種について、同表に掲げる樹種の名称を記載し、その次に括弧を付して同表に掲げる樹種群の略号を記載すること。</p> <p>(3) MSR等級 第6条の表6のMSR等級を記載すること。</p> <p>(4) 寸法型式名 第3条の表1に掲げる寸法型式名を記載すること。</p> <p>(5) 長さ 長さは、mm、cm又はmの単位を明記して記載すること。</p> <p>2 表示事項の基準の2により、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の表示をする場合には、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」と記載すること。</p> <p>3 表示事項の基準に規定する事項の表示は、材ごと（長さ表示にあつては、材ごと又は寸法が同一である各こりごと。）に見やすい箇所に明瞭にしてあること。</p>
表示禁止事項	<p>次に掲げる事項は、これを表示していないこと。</p> <p>(1) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語</p> <p>(2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示</p>

(測定方法)

第11条 この規格における次の表の左欄に掲げる事項の測定方法は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

事 項	測 定 方 法
-----	---------

(測定方法)

第7条 この規格における次の表の左欄に掲げる事項の測定方法は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

事 項	測 定 方 法
-----	---------

節

1 節の径は、次の方法により測定する。

- (1) その存する材面における長さの方向のりょう線に平行な2接線間の距離（その節が1又は2のりょう線によって切られている場合には、そのりょう線と接線との距離又はその幅）（A）とする。（図1から図3まで）
- (2) （略）
- (3) 節に沿って入り皮が存在している場合又は節と入り皮が離れているが入り皮部分まで繊維の乱れが明らかに認められる場合には、入り皮の部分までを節とみなし測定する。

[削る。]

[削る。]

(図略)

(図略)

図1 中央節の径の測定方法

図2 材縁部の節の径の測定方法

[削る。]

(図略)

図3 幅に係る材面を横断した節の径の測定方法

[削る。]

(図略)

図4 群節の径の測定方法

2 幅に係る材面（広い材面）の節の径は、次の方法により計算する。

- (1) （略）
- (2) 1材面のみのもの
心去り材にあつては相対面まで、心持ち材にあつては樹心（節に近い側の木口面の樹心とする。）まで、それぞれ節があると推定して節の径を計算する。（図6及び図7）
節の径 = $A/2$ (図6) 節の径 = $(A/2) \times (t/T)$ (図7)

[削る。]

(図略)

図5 相対面に貫通している幅に係る材面の節の径の測定方法

[削る。]

[削る。]

(図略)

(図略)

図6 心去り材の幅に係る材面の節の径の測定方法

図7 心持ち材の幅に係る材面の節の径の測定方法

3 厚さに係る材面における節は、次の方法により測定する。

節

1 節の径は、次の方法により測定する。

- (1) その存する材面における長さの方向のりょう線に平行な2接線間の距離（その節が1又は2のりょう線によつて切られている場合には、そのりょう線と接線との距離又はその幅）（A）とする。（図1から図3まで）
- (2) （略）
- (3) 節に沿って入り皮が存在している場合又は節と入り皮が離れているが入り皮部分まで繊維の乱れが明らかに認められる場合には、入り皮の部分までを節とみなし測定する。

図1

図2

(図略)

(図略)

[新設]

[新設]

図3

(図略)

[新設]

図4

(図略)

[新設]

2 幅に係る材面（広い材面）の節の径は、次の方法により計算する。

- (1) （略）
- (2) 1材面のみのもの
心去り材にあつては相対面まで、心持ち材にあつては樹心（節に近い側の木口面の樹心とする。）まで、それぞれ節があると推定して節の径を計算する。（図6及び図7）
節の径 = $A/2$ (図6) 節の径 = $(A/2) \times (t/T)$ (図7)

図5

(図略)

[新設]

図6

図7

(図略)

(図略)

[新設]

[新設]

3 厚さに係る材面における節は、次の方法により測定する。

	<p>(1) 幅に係る材面の材縁部における節に置き換えるものに<u>あつては</u>、節を木口面に投影したときの面積 (mm²) を厚さ (mm) で除して得た数値を幅の材面における節の径 (mm) とみなし測定する。(図8及び図9)</p> <p>(2) 相当径比によるものに<u>あつては</u>、節を木口面に投影したときの面積のその木口面に対する割合により測定する。(図10)</p> <p>[削る。] (図略)</p> <p style="text-align: center;"><u>図8 厚さに係る材面における節の置き換え方法 (厚面から厚面)</u></p> <p>[削る。] (図略)</p> <p style="text-align: center;"><u>図9 厚さに係る材面における節の置き換え方法 (厚面から幅面)</u></p> <p>[削る。] (図略)</p> <p style="text-align: center;"><u>図10 相当径比による測定方法</u></p> <p>4 不健全な節とは、次の(1)から(5)までに規定するものをいう。</p> <p>(1) 腐れ節 腐れを<u>伴っている</u>節。ただし、初期の腐れを含む以外は、堅い断面を有する節を除く。この場合において、初期の腐れとは、<u>変色等によって腐れの状態となつて</u>いるが、周囲の材の堅さと同じ程度のものをいう。</p> <p>(2) 抜け節 節の一部又は全部が抜け落ちて穴状に<u>なつた節</u>及び抜けるおそれがある節(圧力を加えると動くような状態の節をいう。)。ただし、節が抜け落ちて相対面又は隣接面まで貫通しているものは、その部分は穴として判定する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(1) 幅に係る材面の材縁部における節に置き換えるものに<u>あつては</u>、節を木口面に投影したときの面積 (mm²) を厚さ (mm) で除して得た数値を幅の材面における節の径 (mm) とみなし測定する。(図8及び図9)</p> <p>(2) 相当径比によるものに<u>あつては</u>、節を木口面に投影したときの面積のその木口面に対する割合により測定する。(図10)</p> <p style="text-align: center;"><u>図8</u> (図略)</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p style="text-align: center;"><u>図9</u> (図略)</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p style="text-align: center;"><u>図10</u> (図略)</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>4 不健全な節とは、次の(1)から(5)までに規定するものをいう。</p> <p>(1) 腐れ節 腐れを<u>伴っている</u>節。ただし、初期の腐れを含む以外は、堅い断面を有する節を除く。この場合において、初期の腐れとは、<u>変色等によつて腐れの状態となつて</u>いるが、周囲の材の堅さと同じ程度のものをいう。</p> <p>(2) 抜け節 節の一部又は全部が抜け落ちて穴状に<u>なつた節</u>及び抜けるおそれがある節(圧力を加えると動くような状態の節をいう。)。ただし、節が抜け落ちて相対面又は隣接面まで貫通しているものは、その部分は穴として判定する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
丸身	<p>1 (略)</p> <p>[削る。] (図略)</p> <p style="text-align: center;"><u>図11 丸身の測定方法</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 通常のバンドル跡又は長さ5cm程度若しくは深さ3mm程度の<u>りょう線上</u>の欠け若しくは傷は、丸身とみなさない。</p>	<p>丸身</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>図11</u> (図略)</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通常のバンドル跡又は長さ5cm程度若しくは深さ3mm程度の<u>りょう線上</u>の欠け若しくは傷は、丸身とみなさない。</p>	

- 割れ
- 1 割れの長さは、材面上の割れの材長方向のりょう線に平行な距離を求め測定する。
 - 2 木口面における割れの深さは、木口面上の割れの厚さ方向のりょう線に平行な距離（J）を求め測定する。（図12から図14まで）

[削る。]
(図略)

[削る。]
(図略)

[削る。]
(図略)

図12 木口面における割れの測定方法（心割れ）

図13 木口面における割れの測定方法（木口面から幅面）

図14 木口面における割れの測定方法（目回り）

- 3 節に伴う割れは、節の中の割れが節の範囲を超えている場合には、節の部分の長さも含めて割れの長さを測定する。ただし、りょう線上の節でその一部が欠け落ちているものは、割れとはみなさず、丸身（材長方向の長さが5 cm以上のもの）又は穴（材長方向の長さが5 cm未満のもの）とみなす。
- 4 木口面における貫通割れは、両材面における割れの長さの平均とし計算する。（図15）ただし、目回りにより3材面又は4材面の割れが繋がっている場合には、最も長い割れの2つ（同一材面のものを除く。）の割れの長さの平均とし計算する。（図16）

[削る。]
(図略)
(式略)

[削る。]
(図略)
(式略)

図15 貫通割れの測定方法（木口面）

図16 貫通割れの測定方法（目回り）

- 5 木口面以外の材面における貫通割れの長さは、次の(1)から(3)までにより測定する。この場合において、りょう線付近の割れ部分を剥がしとったときに厚丸身及び幅丸身が1/4以下になると認められるものは貫通割れとみなさない。
 - (1) 相対する材面及び2材面（りょう線を境に割れが折り返しているもの）に貫通している割れの場合には、両材面における貫通割れの長さの平均とする。（図17及び図18）
 - (2) 3材面（りょう線を境に割れが折り返しているもの）に貫通している割れの場合には、3材面における貫通割れの長さの合計の1/2とする。（図19）
 - (3) (略)

[削る。]
(図略)
(式略)

図17 貫通割れの測定方法（相対2材面）

[削る。]
(図略)
(式略)

- 割れ
- 1 割れの長さは、材面上の割れの材長方向のりょう線に平行な距離を求め測定する。
 - 2 木口面における割れの深さは、木口面上の割れの厚さ方向のりょう線に平行な距離（J）を求め測定する。（図12から図14まで）

図12
(図略)

図13
(図略)

図14
(図略)

[新設]

[新設]

[新設]

- 3 節に伴う割れは、節の中の割れが節の範囲を超えている場合には、節の部分の長さも含めて割れの長さを測定する。ただし、りょう線上の節でその一部が欠け落ちているものは、割れとはみなさず、丸身（材長方向の長さが5 cm以上のもの）又は穴（材長方向の長さが5 cm未満のもの）とみなす。
- 4 木口面における貫通割れは、両材面における割れの長さの平均とし計算する。（図15）ただし、目回りにより3材面又は4材面の割れが繋がっている場合には、最も長い割れの2つ（同一材面のものを除く。）の割れの長さの平均とし計算する。（図16）

図15
(図略)
(式略)
[新設]

図16
(図略)
(式略)
[新設]

- 5 木口面以外の材面における貫通割れの長さは、次の(1)から(3)までにより測定する。この場合において、りょう線付近の割れ部分を剥がしとったときに厚丸身及び幅丸身が1/4以下になると認められるものは貫通割れとみなさない。
 - (1) 相対する材面及び2材面（りょう線を境に割れが折り返しているもの）に貫通している割れの場合には、両材面における貫通割れの長さの平均とする。（図17及び図18）
 - (2) 3材面（りょう線を境に割れが折り返しているもの）に貫通している割れの場合には、3材面における貫通割れの長さの合計の1/2とする。（図19）
 - (3) (略)

図17
(図略)
(式略)

[新設]

図18
(図略)
(式略)

	<p>図18 貫通割れの測定方法 (隣接2材面折り返し)</p> <p>[削る。] (図略)</p> <p>(式略)</p> <p>図19 貫通割れの測定方法 (3材面折り返し)</p> <p>[削る。] (図略)</p> <p>(式略)</p> <p>図20 貫通割れの測定方法 (隣接2材面に沿った割れ)</p> <p>[削る。] (図略)</p> <p>(式略)</p> <p>図21 貫通割れの測定方法 (3材面に沿った割れ)</p> <p>6 (略)</p> <p>[削る。] (図略)</p> <p>図22 その他の割れの測定方法</p> <p>7 (略)</p>		<p>[新設]</p> <p>図19 (図略)</p> <p>(式略)</p> <p>[新設]</p> <p>図20 (図略)</p> <p>(式略)</p> <p>[新設]</p> <p>図21 (図略)</p> <p>(式略)</p> <p>[新設]</p> <p>6 (略)</p> <p>図22 (図略)</p> <p>[新設]</p> <p>7 (略)</p>
曲がり	<p>(略)</p> <p>[削る。] (図略)</p> <p>図23 曲がりの測定方法</p>	曲がり	<p>(略)</p> <p>図23 (図略)</p> <p>[新設]</p>
平均年輪幅	<p>木口面上の平均年輪幅は、年輪にほぼ垂直方向の同一直線上において、年輪幅の完全なもの全ての平均とする。(図24)ただし、心持ち材にあつては、樹心から材の厚さ(D)の1/4の長さに相当する部分を除いて測定する。(図25)</p> <p>[削る。] (図略)</p> <p>図24 平均年輪幅の測定方法</p> <p>[削る。] (図略)</p> <p>図25 心持ち材の平均年輪幅の測定方法</p>	平均年輪幅	<p>木口面上の平均年輪幅は、年輪にほぼ垂直方向の同一直線上において、年輪幅の完全なものすべての平均とする。(図24)ただし、心持ち材にあつては、樹心から材の厚さ(D)の1/4の長さに相当する部分を除いて測定する。(図25)</p> <p>図24 (図略)</p> <p>[新設]</p> <p>図25 (図略)</p> <p>[新設]</p>
髓心部 (ラジータパンに限る。)	<p>(略)</p> <p>[削る。] (図略)</p>	髓心部 (ラジータパンに限る。)	<p>(略)</p> <p>図26 (図略)</p>

)	図26 髓心部の測定方法
繊維走向の 傾斜	(略) [削る。] (図略) 図27 繊維走向の傾斜の測定方法

別記（第4条—第10条関係）

1 試験試料の採取

(1) 枠組壁工法構造用製材

ア 含水率試験に供する試験片は、枠組壁工法構造用製材の1荷口から5本を無作為に抽出し、当該枠組壁工法構造用製材（以下「試料枠組材」という。）から採取するものとする。ただし、再試験を行う場合には、10本の試料枠組材から採取する試験片により行うものとする。

イ 浸潤度試験及び吸収量試験に供する試料枠組材は、1荷口から表17の左欄に掲げる本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本数の試料枠組材を無作為に抽出するものとする。

ただし、枠組壁工法構造用製材の樹種及び枠組壁工法構造用製材に対する薬剤の浸潤の仕様が特定しており、3の(2)の浸潤度試験（切断により試験片を採取する場合に限る。）の結果、薬剤の浸潤度の判定を客観的に行うことができると登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合（ほう素化合物系保存処理薬剤で処理されたものは除く。）には、表18によることができる。

[削る。]

表17 浸潤度試験及び吸収量試験における試験片を切断により採取する場合の抽出本数

荷口の枠組壁工法構造用製材の本数	<u>試料枠組材の本数</u>	
(略)	(略)	浸潤度試験の再試験を行う場合には、左に掲げる本数の2倍の <u>試料枠組材</u> を抽出する。

(注) 荷口が10,000本を超える場合には、1荷口がそれぞれ10,000本以下となるように分割する。

[削る。]

表18 浸潤度試験及び吸収量試験における試験片を生長錐により採取する場合の抽出本数

荷口の枠組壁工法構造用製材の本数	<u>試料枠組材の本数</u>	
(略)	(略)	浸潤度試験の再試験を行う場合には、左に掲げる本数の2倍の <u>試料枠組材</u> を抽出する。

(注) 荷口が10,000本を超える場合には、1荷口がそれぞれ10,000本以下となるように分割する。

)	[新設]
繊維走向の 傾斜	(略) 図27 (図略) [新設]

別記（第4条—第6条関係）

1 試験試料の採取

[新設]

(1) 含水率試験に供する試験片は、枠組壁工法構造用製材の1荷口から5枚又は5本を任意に抜き取り、当該枠組壁工法構造用製材（以下「試料製材」という。）から採取するものとする。ただし、再試験を行う場合には、10枚又は10本の試料製材から採取する試験片により行うものとする。

(2) 浸潤度試験及び吸収量試験に供する試料製材は、1荷口から次のアの表の左欄に掲げる枚数又は本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる枚数又は本数の試料製材を任意に抜き取るものとする。

ただし、枠組壁工法構造用製材の樹種及び枠組壁工法構造用製材に対する薬剤の浸潤の仕様が特定しており、3の(2)の浸潤度試験（切断により試験片を採取する場合に限る。）の結果、薬剤の浸潤度の判定を客観的に行うことができると登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合（ほう素化合物系保存処理薬剤で処理されたものは除く。）には、イの表によることができる。

ア 切断により試験片を採取する場合

[新設]

荷口の枠組壁工法構造用製材の <u>枚数又は本数</u>	<u>試料製材の枚数又は本数</u>	
(略)	(略)	浸潤度試験の再試験を行う場合には、左に掲げる <u>枚数又は本数の2倍の試料製材</u> を抜き取る。

(注) 荷口が10,000枚又は10,000本を超える場合には、1荷口がそれぞれ10,000枚又は10,000本以下となるように分割する。

イ 生長錐により試験片を採取する場合

[新設]

荷口の枠組壁工法構造用製材の <u>枚数又は本数</u>	<u>試料製材の枚数又は本数</u>	
(略)	(略)	浸潤度試験の再試験を行う場合には、左に掲げる <u>枚数又は本数の2倍の試料製材</u> を抜き取る。

(注) 荷口が10,000枚又は10,000本を超える場合には、1荷口がそれぞれ10,000枚又は10,000本以下となるように分割する。

ウ 曲げ試験MSR 枠組材及び引張り試験MSR 枠組材（以下「試験MSR 枠組材」という。）の抽出は、それぞれの試験ごとに、荷口の大きさにかかわらず28本又は53本を無作為に抽出するものとする。

(2) 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

ア 煮沸繰返し試験、減圧加圧試験及び含水率試験に供する試験片を切り取る枠組壁工法構造用たて継ぎ材（以下「試料たて継ぎ材」という。）又は曲げ試験（たて継ぎ部）に供する試験たて継ぎ材の抽出は、表19の左欄に掲げる枠組壁工法構造用たて継ぎ材の本数に応じ、1 荷口からそれぞれ同表の右欄に掲げる本数を無作為に抽出する方法によるものとする。ただし、試料たて継ぎ材については、曲げ試験（たて継ぎ部）を行った後の試験たて継ぎ材を利用することができるものとする。

表19 煮沸繰返し試験、減圧加圧試験、含水率試験及び曲げ試験（たて継ぎ部）における抽出本数

荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材の本数	試料たて継ぎ材又は試験たて継ぎ材の本数		
	試料たて継ぎ材の本数	試験たて継ぎ材の本数	煮沸繰返し試験、減圧加圧試験及び含水率試験において再試験を行う場合は、左に掲げる試料たて継ぎ材の本数の2倍の試料たて継ぎ材を抽出する。
2,000以下	20	40	
2,001以上 5,000以下	25	50	
5,001以上 15,000以下	30	60	
15,001以上 40,000以下	40	80	
40,001以上	50	100	

イ 曲げ試験（MSR区分）に供するMSRたて継ぎ材（以下「曲げ試験MSRたて継ぎ材」という。）の抽出は、荷口の大きさにかかわらず28本又は53本を無作為に抽出するものとする。

2 試験結果の判定

(1) 枠組壁工法構造用製材

ア 含水率試験及び浸潤度試験にあつては、1 荷口から抽出された試料枠組材のうち、当該試験に係る基準に適合するものの数とその90%以上であるときは、その荷口の枠組壁工法構造用製材は、当該試験に合格したものとし、70%未満であるときは、不合格とする。適合するものの数が70%以上90%未満であるときは、その荷口の枠組壁工法構造用製材について改めて当該試験に要する試料枠組材を抽出して再試験を行い、その結果、適合するものの数が90%以上であるときは、当該試験に合格したものとし、90%未満であるときは、不合格とする。

イ 吸収量試験、曲げ試験（MSR区分）及び引張り試験にあつては、1 荷口から抽出された試料枠組材又は試験MSR 枠組材が当該試験に係る基準に適合する場合には、当該試験に合格したものとし、それ以外の場合は、不合格とする。

(2) 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

(3) 曲げ試験製材及び引張り試験製材（以下「試験製材」という。）の採取は、それぞれの試験ごとに、荷口の大きさにかかわらず28枚又は28本以上を任意に抜き取るものとする。

[新設]

[新設]

[新設]

2 試験結果の判定

[新設]

(1) 含水率試験及び浸潤度試験にあつては、1 荷口から抜き取られた試料製材のうち、当該試験に係る基準に適合するものの数とその90%以上であるときは、その荷口の枠組壁工法構造用製材は、当該試験に合格したものとし、70%未満であるときは、不合格とする。適合するものの数が70%以上90%未満であるときは、その荷口の枠組壁工法構造用製材について改めて当該試験に要する試料製材を採取して再試験を行い、その結果、適合するものの数が90%以上であるときは、当該試験に合格したものとし、90%未満であるときは、不合格とする。

(2) 吸収量試験、曲げ試験及び引張り試験にあつては、1 荷口から抜き取られた試料製材又は試験製材が当該試験に係る基準に適合する場合には、当該試験に合格したものとし、それ以外の場合は、不合格とする。

[新設]

ア 煮沸繰返し試験、減圧加圧試験及び含水率試験にあつては、1 荷口から抽出された試料たて継ぎ材から切り取られた試験片のうち、当該試験に係る基準に適合するものの数が当該試験に係る総数の90%以上であるときは、その荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材は、当該試験に合格したものとし、70%未満であるときは、不合格とする。適合するものの数が70%以上90%未満であるときは、その荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材について、改めて当該試験に要する試料たて継ぎ材を抽出して再試験を行い、その結果、適合するものの数が90%以上であるときは、当該試験に合格したものとし、90%未満であるときは、不合格とする。

イ 曲げ試験（たて継ぎ部）にあつては、1 荷口から抽出された試験たて継ぎ材が、当該試験に係る基準に適合する場合は、合格したものとし、それ以外の場合は、不合格とする。

3 試験の方法

(1) 含水率試験

ア 試験片の作成

試験片は、各試料枠組材の長さ方向の両端から約30cm内側で欠点の影響が最も少ない部分から、切断により質量20 g以上のものを各1個、合計2個ずつ作成する。

イ 試験の方法

(ア) 試験片の質量を測定し、これを乾燥器中で $103 \pm 2^\circ\text{C}$ の温度で乾燥し、恒量（一定時間（6時間以上とする。）ごとに測定したときの質量の差が試験片質量の0.1%以下の状態にあることをいう。以下同じ。）に達したと認められるときの質量（以下「全乾質量」という。）を測定する。

(イ) 全乾質量を測定後、次の式によつて0.1%の単位まで含水率を算出し、同一試料製材から作成された試験片の含水率の平均値を0.5%の単位まで算出する。

（式略）

(ウ) (ア)及び(イ)の方法以外の方法によつて試験片の適合基準に適合するかどうかを明らかに判定できる場合には、その方法によることができる。

(2) 浸潤度試験

ア 試験片の作成

(ア) 切断により試験片を採取する場合

試験片は、各試料枠組材の長さの中央部付近において、試料枠組材そのものの厚さ及び幅の状態により、5mm以上の長さの試験片を1枚ずつ採取する。ただし、ほう素化合物系保存処理薬剤で処理されたものにあつては、各試料枠組材から辺材部分の長さの中央部付近において、試料枠組材そのものの厚さ及び幅の状態により、5mm以上の長さの試験片を1枚ずつ採取する。

(イ) 生長錐により試験片を採取する場合

各試料枠組材の長さ及び幅の中央部付近において、インサイジング、割れ等の欠点の影響が最も少ない部分から材面に向かつて直角に内径4.3~5.2mmの生長錐を用いて、表20の左欄に掲げる試験片を採取する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる長さの試験片を採取するものとする。

表20 浸潤度試験における試験片を採取する区分及び長さ

（表略）

イ （略）

ウ 試験の方法

試験片の切断面を保存処理薬剤ごとに次に定める方法により呈色させる。使用する薬品（試薬）に

3 試験の方法

(1) 含水率試験

ア 試験片の作成

試験片は、各試料製材から質量20 g以上のものを2個ずつ作成する。

イ 試験の方法

(ア) 試験片の質量を測定し、これを乾燥器中で $103 \pm 2^\circ\text{C}$ の温度で乾燥し、恒量に達したと認められるとき（6時間以上の間隔において測定したときの質量の差が試験片質量の0.1%以下のときをいう。）の質量（以下「全乾質量」という。）を測定する。

(イ) 全乾質量を測定後、次の式によつて0.1%の単位まで含水率を算出し、同一試料製材から作成された試験片の含水率の平均値を0.5%の単位まで算出する。

（式略）

(ウ) (ア)及び(イ)の方法以外の方法によつて試験片の適合基準に適合するかどうかを明らかに判定できる場合には、その方法によることができる。

(2) 浸潤度試験

ア 試験片の作成

(ア) 切断により試験片を採取する場合

試験片は、各試料製材の長さの中央部付近において、試料製材そのものの厚さ及び幅の状態により、5mm以上の長さの試験片を1枚ずつ採取する。ただし、ほう素化合物系保存処理薬剤で処理されたものにあつては、各試料製材から辺材部分の長さの中央部付近において、試料製材そのものの厚さ及び幅の状態により、5mm以上の長さの試験片を1枚ずつ採取する。

(イ) 生長錐により試験片を採取する場合

各試料製材の長さ及び幅の中央部付近において、インサイジング、割れ等の欠点の影響が最も少ない部分から材面に向かつて直角に内径 $4.5 \pm 0.03\text{mm}$ の生長錐を用いて、次の表の左欄に掲げる試験片を採取する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる長さの試験片を採取するものとする。

[新設]

（表略）

イ （略）

ウ 試験の方法

試験片の切断面を保存処理薬剤ごとに次に定める方法により呈色させる。使用する薬品（試薬）に

ついて日本工業規格が定められている場合には、当該日本工業規格によるものとする。

(ア)～(カ) (略)

(キ) アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系

(ア)と同じ。

(カ)～(サ) (略)

(3) 吸収量試験

ア 試料の作成

(ア) 切断により試験片を採取する場合

各試料枠組材からの(2)のアの(ア)と同様に作成したもの又は(2)の浸潤度試験により呈色させたものを試験片とし、試験片ごとに、それぞれ図28に示す4箇所から深さ10mm、幅5mm及び長さ20mmの木片を採取する。同一荷口から採取された木片を全て合わせ、これを細かく砕いて混合した後、全乾にしたものを試料とする。

ただし、ぼう素化合物で処理したものにあつては、試験片の辺材の表面及び裏面（表面又は裏面のいずれか一方のみが辺材である場合にあつては、その面）から1mmの深さまでを削って取り去り、更に5mmの深さまで木片を削り取り採取する。同一荷口から採取された木片を全て合わせ、これを細かく砕いて混合した後、全乾にしたものを試料とする。

[削る。]

(図略)

(注) (略)

図28 吸収量試験における木片採取位置

(イ) 生長錐により試験片を採取する場合

各試料枠組材から(2)のアの(イ)と同様に作成したもの（採取する試験片の長さは、10mm以上とする。）又は(2)の浸潤度試験により呈色させたものを試験片とし、試験片ごとに、材の表面から10mmの深さまでの部分を切断し木片を採取する。同一荷口から採取された木片を全て合わせ、これを細かく砕いて混合した後、全乾にしたものを試料とする。

イ (略)

ウ 試験の方法

(ア) 第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

A 試験溶液の調製

試料約1gを球管冷却器付き300mLの平底フラスコに正確に量り採り、塩酸—エタノール混液50mLを加えて湯浴上で3時間煮沸する。放冷した後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約30mLのエタノールで洗浄する。ろ液を100mLの全量フラスコに移し、エタノールで定容としたものを試験溶液とする。

B (略)

a ジデシルジメチルアンモニウムクロリド（以下「DDAC」という。）標準溶液

DDAC0.1gを正確に量り採り、水に溶解し、1,000mLの全量フラスコで定容としたもの

b 検量線用標準溶液

ついて日本工業規格が定められている場合には、当該日本工業規格によるものとする。

(ア)～(カ) (略)

[新設]

(キ)～(コ) (略)

(3) 吸収量試験

ア 試料の作成

(ア) 切断により試験片を採取する場合

各試料製材からの(2)のアの(ア)と同様に作成したもの又は(2)の浸潤度試験により呈色させたものを試験片とし、試験片ごとに、それぞれ図28に示す4箇所から深さ10mm、幅5mm及び長さ20mmの木片を採取する。同一荷口から採取された木片をすべて合わせ、これを細かく砕いて混合した後、全乾にしたものを試料とする。

ただし、ぼう素化合物で処理したものにあつては、試験片の辺材の表面及び裏面（表面又は裏面のいずれか一方のみが辺材である場合にあつては、その面）から1mmの深さまでを削って取り去り、更に5mmの深さまで木片を削り取り採取する。同一荷口から採取された木片をすべて合わせ、これを細かく砕いて混合した後、全乾にしたものを試料とする。

図28

(図略)

(注) (略)

[新設]

(イ) 生長錐により試験片を採取する場合

各試料製材から(2)のアの(イ)と同様に作成したもの（採取する試験片の長さは、10mm以上とする。）又は(2)の浸潤度試験により呈色させたものを試験片とし、試験片ごとに、材の表面から10mmの深さまでの部分を切断し木片を採取する。同一荷口から採取された木片をすべて合わせ、これを細かく砕いて混合した後、全乾にしたものを試料とする。

イ (略)

ウ 試験の方法

(ア) 第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

A 試験溶液の調製

試料約1gを球管冷却器付き300mLの平底フラスコに正確に量り採り、塩酸—エタノール混液50mLを加えて湯浴上で3時間煮沸する。放冷した後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約30mLのエタノールで洗浄する。ろ液を100mLの全量フラスコに移し、エタノールで定容としたものを試験溶液とする。

B 試薬の調製

a ジデシルジメチルアンモニウムクロリド（以下「DDAC」という。）標準溶液

DDAC0.1gを正確に量り採り、水に溶解し、1,000mLの全量フラスコで定容としたもの

b 検量線用標準溶液

DDAC標準溶液0～4 mLを段階的にビーカーに量り採り、それぞれについて塩酸—エタノール混液2 mLを加えた後、水を加えて約40 mLとし、1 mol/L水酸化ナトリウム溶液数滴を加えて、万能pH試験紙によるpHを約3.5としたもの

c 塩酸—エタノール混液

塩酸（35%）3 mLにエタノールを加えて100 mLとしたもの

d 1 mol/L水酸化ナトリウム溶液

水酸化ナトリウム4 gを水に溶解して100 mLとしたもの

e pH3.5の緩衝液

0.1 mol/L酢酸水溶液及び0.1 mol/L酢酸ナトリウム水溶液を16：1（V/V）の比率で混合したもの

f オレンジII溶液

オレンジII（p-β-ナフトール・アゾベンゼンスルホン酸）0.1 gを水に溶解して100 mLとしたもの

C 検量線の作成

あらかじめ、pH3.5の緩衝液10 mL、オレンジII溶液3 mL、塩化ナトリウム5 g及びクロロホルム20 mLを入れた100 mLの分液ロートに検量線用標準溶液を加える。約5分間振とうした後、約30分間静置してクロロホルム層と水層との分離を待った後、クロロホルム層の一部を採り、少量の硫酸ナトリウム（無水）を加えて脱水し、波長485 nmにおける吸光度を測定して検量線を作成する。

D 定量方法

Aで調製した試験溶液のうちから、DDACとして0.4 mg以下を含む量を正確に量り採り、100 mLのビーカーに入れ、水を加えて約40 mLとした後、1 mol/L水酸化ナトリウム溶液数滴を加えて、万能pH試験紙によるpHを約3.5とし、これを試験溶液とする。

あらかじめ、pH3.5の緩衝液10 mL、オレンジII溶液3 mL、塩化ナトリウム5 g及びクロロホルム20 mLを入れた100 mLの分液ロートに、試験溶液を加える。約5分間振とうした後、約30分間静置してクロロホルム層と水層との分離を待った後、クロロホルム層の一部を採り、少量の硫酸ナトリウム（無水）を加えて脱水し、波長485 nmにおける吸光度を測定し、検量線からDDACの量を求める。

E 薬剤含有量の計算方法

Dにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{100}{\text{試料溶液の採取料 (mL)}}$$

P：検量線から求めたDDACの量 (mg)

(イ) 第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

A 試験溶液の調製

a N，N-ジデシル-N-メチル-ポリオキシエチルアンモニウムプロピオネート（以下「DMPAP」という。）

（高速液体クロマトグラフ法（以下「HPLC法」という。））

DDAC標準溶液0～4 mLを段階的にビーカーに量り採り、それぞれについて塩酸—エタノール混液2 mLを加えた後、水を加えて約40 mLとし、1 mol/L水酸化ナトリウム溶液数滴を加えて、万能pH試験紙によるpHを約3.5としたもの。

c 塩酸—エタノール混液

塩酸（35%）3 mLにエタノールを加えて100 mLとしたもの。

d 1 mol/L水酸化ナトリウム溶液

水酸化ナトリウム4 gを水に溶解して100 mLとしたもの。

e pH3.5の緩衝液

0.1 mol/L酢酸水溶液及び0.1 mol/L酢酸ナトリウム水溶液を16：1（V/V）の比率で混合したもの。

f オレンジII溶液

オレンジII（p-β-ナフトール・アゾベンゼンスルホン酸）0.1 gを水に溶解して100 mLとしたもの。

C 検量線の作成

あらかじめ、pH3.5の緩衝液10 mL、オレンジII溶液3 mL、塩化ナトリウム5 g及びクロロホルム20 mLを入れた100 mLの分液ロートに検量線用標準溶液を加える。約5分間振とうした後、約30分間静置してクロロホルム層と水層との分離を待った後、クロロホルム層の一部を採り、少量の硫酸ナトリウム（無水）を加えて脱水し、波長485 nmにおける吸光度を測定して検量線を作成する。

D 定量方法

Aで調製した試験溶液のうちから、DDACとして0.4 mg以下を含む量を正確に量り採り、100 mLのビーカーに入れ、水を加えて約40 mLとした後、1 mol/L水酸化ナトリウム溶液数滴を加えて、万能pH試験紙によるpHを約3.5とし、これを試験溶液とする。

あらかじめ、pH3.5の緩衝液10 mL、オレンジII溶液3 mL、塩化ナトリウム5 g及びクロロホルム20 mLを入れた100 mLの分液ロートに、試験溶液を加える。約5分間振とうした後、約30分間静置してクロロホルム層と水層との分離を待った後、クロロホルム層の一部を採り、少量の硫酸ナトリウム（無水）を加えて脱水し、波長485 nmにおける吸光度を測定し、検量線からDDACの量を求める。

E 薬剤含有量の計算方法

Dにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{100}{\text{試料溶液の採取料 (mL)}}$$

P：検量線から求めたDDACの量 (mg)

(イ) 第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

A 試験溶液の調製

a N，N-ジデシル-N-メチル-ポリオキシエチルアンモニウムプロピオネート（以下「DMPAP」という。）

試料約 1 g を栓付き三角フラスコ等のエタノールに対する耐性を有する密栓可能な容器に正確に量り採り、ギ酸-エタノール混液20mLを加えて栓をし、30分ごとによく振り混ぜながら超音波による抽出工程（水温は約30～40℃とする。）を3時間行う。放冷した後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約20mLのエタノールで洗浄する。ろ液を50mLの全量フラスコに移し、エタノールで定容とし、これを試験溶液とする。

(分光光度法)

(7)のAに同じ。

- b 4-エトキシフェニル [3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン（以下「シラフルオフェン」という。）

試料約 5 g を栓付き200mLの三角フラスコに正確に量り採り、アセトニトリル50～70mL及びギ酸 3 mLを加えて1時間振とうしながら抽出する。その後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約30mLのアセトニトリルで洗い込む。ろ液をロータリーエバポレーターに装着して45℃の湯浴上で減圧しながら、おおむね0.5mLになるまで濃縮する。これを少量のアセトニトリルで溶解した後、25mLの全量フラスコに移し、アセトニトリルで定容としたものを試験溶液とする。

B 試薬の調製

- a DMPAP

(HPLC法)

- (a) DMPAP標準溶液

DMPAP標準品（純度70%以上で既知のもの）約1.4 g を正確に量り採り、エタノールに溶解して100mLの全量フラスコで定容としたもの

- (b) ギ酸-エタノール混液

ギ酸 5 : エタノール95 (V/V) の割合で調製したもの

- (c) 酢酸緩衝溶液

酢酸20mL及び塩化ベンゼトニウム0.75 g をメタノール 5 : 水 1 (V/V) の割合で調製したもので溶解して1,000mLとしたもの

(分光光度法)

- (a) DMPAP標準溶液

DMPAP標準品（純度70%以上で既知のもの）約0.14 g を正確に量り採り、水に溶解し、1,000mLの全量フラスコで定容としたもの

- (b) 検量線用標準溶液

(7)のBのbと同じ。ただし、「DDAC」とあるのは「DMPAP」と読み替える。

- (c) 塩酸-エタノール混液

(7)のBのcと同じ。

- (d) 1 mol/L水酸化ナトリウム溶液

(7)のBのdと同じ。

- (e) pH3.5の緩衝液

(7)のBのeと同じ。

- (f) オレンジII溶液

試料約 1 g を球管冷却器付き300mLの平底フラスコに正確に量り採り、塩酸-エタノール混液50mLを加えて湯浴上で3時間煮沸する。放冷した後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約30mLのエタノールで洗浄する。ろ液を100mLの全量フラスコに移し、エタノールで定容とし、これを試験溶液とする。

[新設]

- b 4-エトキシフェニル [3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン（以下「シラフルオフェン」という。）

試料約 5 g を栓付き200mLの三角フラスコに正確に量り採り、アセトニトリル50～70mL及びギ酸 3 mLを加えて1時間振とうしながら抽出する。その後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約30mLのアセトニトリルで洗い込む。ろ液をロータリーエバポレーターに装着して45℃の湯浴上で減圧しながら、おおむね0.5mLになるまで濃縮する。これを少量のアセトニトリルで溶解した後、25mLの全量フラスコに移し、アセトニトリルで定容としたものを試験溶液とする。

B 試薬の調製

- a DMPAP

- (a) DMPAP標準溶液

DMPAP標準品（純度95%以上で既知のもの）約0.05 g を正確に量り採り、メタノールに溶解して100mLの全量フラスコで定容としたもの。

- (b) 塩酸-エタノール混液

塩酸（35%） 3 mLにエタノールを加えて100mLとしたもの。

- (c) 酢酸緩衝溶液

酢酸20mL及び塩化ベンゼトニウム0.75 g をメタノールで溶解して1,000mLにしたもの

[新設]

(ア)のBのfと同じ。

b シラフルオフェン

- シラフルオフェン標準溶液

シラフルオフェン標準品（純度95%以上で既知のもの）約0.01 gを正確に量り採り、アセトニトリルに溶解して100mLの全量フラスコで定容としたもの。

C 検量線の作成

a DMPAP

(HPLC法)

DMPAP標準溶液を段階的に50~1,000 $\mu\text{g}/\text{mL}$ になるようエタノール（ギ酸でpH5.0に調整したもの）調整し、HPLC専用フィルタ（孔径0.45 μm のもの。以下同じ。）でろ過したものをHPLCで測定し、検量線を作成する。

(分光光度法)

(ア)のCに同じ。

b シラフルオフェン

シラフルオフェン標準溶液を段階的に10~50 $\mu\text{g}/\text{mL}$ になるよう調整し、HPLC専用フィルタでろ過したものをHPLCで測定し、検量線を作成する。

D 定量方法

a DMPAP

(HPLC法)

試験溶液をHPLC専用フィルタでろ過し、表21に掲げる条件を標準としてHPLCで測定して作成した検量線からDMPAPの量を求める。なお、本分析法ではDMPAPのピークがマイナスピークとして記録されるため、適当な方法を用いてピークの反転処理を行い分析する。

表21 DMPAPの定量におけるHPLCの条件

項目	HPLCの条件
カラム	SCXカラム（I. D : 4.6mm、L : 125mm又は150mm）
移動相	酢酸緩衝溶液
移動相流速	2.5mL/min
カラム温度	40°C
測定波長	262nm（UV検出器）（マイナスピーク）
注入量	10 μL

(分光光度法)

(ア)のDに同じ。ただし、「DDAC」とあるのは「DMPAP」と読み替える。

b シラフルオフェン

試験溶液をHPLC専用フィルタでろ過し、表22に掲げる条件を標準としてHPLCで測

b シラフルオフェン

- シラフルオフェン標準溶液

シラフルオフェン標準品（純度95%以上で既知のもの）約0.01 gを正確に量り採り、アセトニトリルに溶解して100mLの全量フラスコで定容としたもの。

C 検量線の作成

a DMPAP

DMPAP標準溶液を段階的に10~50 $\mu\text{g}/\text{mL}$ になるよう調整し、高速液体クロマトグラフ（以下「HPLC」という。）専用フィルタ（孔径0.45 μm のもの。以下同じ。）でろ過したものをHPLCで測定し、検量線を作成する。

[新設]

b シラフルオフェン

シラフルオフェン標準溶液を段階的に10~50 $\mu\text{g}/\text{mL}$ になるよう調整し、HPLC専用フィルタでろ過したものをHPLCで測定し、検量線を作成する。

D 定量方法

a DMPAP

試験溶液をHPLC専用フィルタでろ過し、次の表に掲げる条件を標準としてHPLCで測定して作成した検量線からDMPAPの量を求める。

[新設]

項目	HPLCの条件
カラム	SCXカラム（I. D : 4.6mm、L : 125mm）
移動相	メタノール：酢酸緩衝溶液=50：10（V/V）
移動相流速	2.5mL/min
カラム温度	室温
測定波長	262nm（UV検出器）
注入量	10 μL

[新設]

b シラフルオフェン

試験溶液をHPLC専用フィルタでろ過し、次の表に掲げる条件を標準としてHPLCで

定して作成した検量線からシラフルオフェンの量を求める。

表22 シラフルオフェンの定量におけるHPLCの条件

項目	HPLCの条件
(略)	(略)
移動相	アセトニトリル：メタノール：水=65：15：20 (V/V/V)
移動相流速	2.0mL/min
(略)	(略)
注入量	5μL

E 薬剤含有量の計算方法

a DMPAP

Dのaにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

(HPLC法)

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times 50$$

P：検量線から求めたDMPAPの濃度 (mg/mL)

(分光光度法)

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{100}{\text{試験溶液の採取量 (mL)}}$$

P：検量線から求めたDMPAPの量 (mg)

b (略)

(ウ) ほう素・第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

A 試験溶液の調製

a ほう素化合物

(a) クルクミン法

試料約1gをるつぼ又は蒸発皿に正確に量り採り、炭酸ナトリウム溶液を加えてアルカリ性として、水浴上でその混合物を乾燥させる。次に、マッフル炉を用いてできる限り低い温度でゆっくり灰化させ、次第に温度を上げて暗い赤熱状態(約580℃)とし、それ以上の温度にならないようにする。放冷した後、灰分を塩酸(1+9)で酸性とした後、10mLの全量フラスコに移し入れ、水で定容としたものを試験溶液とする。

(b) カルミン酸法

試料約1gを石英ガラス製又は無ほう酸ガラス製の200~500mLの共通すり合わせトラップ球付き丸底フラスコに正確に量り採り、過酸化水素水15mL、硫酸2mL及びりん酸2mLを添加する。次に、これを砂浴上で徐々に加熱し、内容物を分解し、内容物が黒色になったところで過酸化水素水5mLを追加する。この操作を繰り返し、試料が完全に分解して内容物が透明になり、硫酸白煙が発生するまで濃縮した後、放冷する。その後、丸底フラスコの中の内容物を200mLの全量フラスコに移し入れ、水で定容としたものを試験

測定して作成した検量線からシラフルオフェンの量を求める。

[新設]

項目	HPLCの条件
(略)	(略)
移動相	アセトニトリル：メタノール：水=65：15：20 (V/V/V)
移動相流速	2.0mL/min
(略)	(略)
注入量	10μL

E 薬剤含有量の計算方法

a DMPAP

Dのaにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times 100$$

P：検量線から求めたDMPAPの量 (mg)

[新設]

b (略)

(ウ) ほう素・第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

A 試験溶液の調製

a ほう素化合物

(a) クルクミン法

試料約1gをるつぼ又は蒸発皿に正確に量り採り、炭酸ナトリウム溶液を加えてアルカリ性として、水浴上でその混合物を乾燥させる。次に、マッフル炉を用いてできる限り低い温度でゆっくり灰化させ、次第に温度を上げて暗い赤熱状態(約580℃)とし、それ以上の温度にならないようにする。放冷した後、灰分を塩酸(1+9)で酸性とした後、10mLの全量フラスコに移し入れ、水で定容としたものを試験溶液とする。

(b) カルミン酸法

試料約1gを石英ガラス製又は無ほう酸ガラス製の200~500mLの共通すり合わせトラップ球付き丸底フラスコに正確に量り採り、過酸化水素水15mL、硫酸2mL及びりん酸2mLを添加する。次に、これを砂浴上で徐々に加熱し、内容物を分解し、内容物が黒色になったところで過酸化水素水5mLを追加する。この操作を繰り返し、試料が完全に分解して内容物が透明になり、硫酸白煙が発生するまで濃縮した後、放冷する。その後、丸底フラスコの中の内容物を200mLの全量フラスコに移し入れ、水で定容としたものを試験溶

溶液とする。

(c) プラズマ発光分光法（以下「ICP発光分光法」という。）

(b)により分解濃縮した内容物を100mLの全量フラスコに移し、内部標準として原子吸光分析用イットリウム標準原液（1 g/L）1 mLを加えた後、水で定容としたものを試験溶液とする。

b (略)

B 試薬の調製

a ほう素化合物

(クルクミン法)

(a) 炭酸ナトリウム溶液

無水炭酸ナトリウム10 gを水に溶解して全量を1,000mLにしたもの

(b) クルクミン溶液

クルクミン（植物製）0.1 gをエタノールに溶解して400mLにしたもの

(c) しょう酸アセトン溶液

しょう酸50 gをアセトンに溶解して500mLとし、ろ過したもの

(d) ほう酸標準溶液

硫酸デシケーター中で5時間乾燥したほう酸約0.5 gを正確に量り採り、水に溶解して1,000mLの全量フラスコで定容としたものをほう酸標準原液とし、使用時にこの原液を水で50倍に希釈したもの

(カルミン酸法及びICP発光分光法)

(a) カルミン酸溶液

カルミン酸25mgを硫酸に溶解して、100mLにしたもの

(b) 硫酸第1鉄溶液

硫酸第1鉄（硫酸鉄（II）七水和物）5 gを0.5mol/L硫酸100mLに溶解したもの

(c) ほう酸標準溶液

硫酸デシケーター中で5時間乾燥したほう酸約0.25 gを正確に量り採り、水に溶解して100mLの全量フラスコで定容としたものをほう酸標準原液とし、使用時にこの原液を水で50倍に希釈したもの

b (略)

C 検量線の作成

a ほう素化合物

(クルクミン法)

ほう酸標準溶液0～4 mLを、段階的に内径5 cmのろつばに正確に量り採り、Dの定量方法と同様に操作してほう酸の量と吸光度との関係線を作成し、検量線とする。

(カルミン酸法)

ほう酸標準溶液0～2 mLを、段階的に25mLの全量フラスコに正確に量り採り、それぞれの全量が2 mLになるよう水を加えた後、Dの定量方法と同様に操作してほう酸の濃度と吸光度との関係線を作成し、検量線とする。

(ICP発光分光法)

液とする。

(c) プラズマ発光分光法（以下「ICP発光分光法」という。）

(b)により分解濃縮した内容物を100mLの全量フラスコに移し、内部標準として原子吸光分析用イットリウム標準原液（1 g/L）1 mLを加えた後、水で定容としたものを試験溶液とする。

b (略)

B 試薬の調製

a ほう素化合物

(クルクミン法)

(a) 炭酸ナトリウム溶液

無水炭酸ナトリウム10 gを水に溶解して全量を1,000mLにしたもの。

(b) クルクミン溶液

クルクミン（植物製）0.1 gをエタノールに溶解して400mLにしたもの。

(c) しょう酸アセトン溶液

しょう酸50 gをアセトンに溶解して500mLとし、ろ過したもの。

(d) ほう酸標準溶液

硫酸デシケーター中で5時間乾燥したほう酸約0.5 gを正確に量り採り、水に溶解して1,000mLの全量フラスコで定容としたものをほう酸標準原液とし、使用時にこの原液を水で50倍に希釈したもの。

(カルミン酸法及びICP発光分光法)

(a) カルミン酸溶液

カルミン酸25mgを硫酸に溶解して、100mLにしたもの。

(b) 硫酸第1鉄溶液

硫酸第1鉄（硫酸鉄（II）七水和物）5 gを0.5mol/L硫酸100mLに溶解したもの。

(c) ほう酸標準溶液

硫酸デシケーター中で5時間乾燥したほう酸約0.25 gを正確に量り採り、水に溶解して100mLの全量フラスコで定容としたものをほう酸標準原液とし、使用時にこの原液を水で50倍に希釈したもの。

b (略)

C 検量線の作成

a ほう素化合物

(クルクミン法)

ほう酸標準溶液0～4 mLを、段階的に内径5 cmのろつばに正確に量り採り、Dの定量方法と同様に操作してほう酸の量と吸光度との関係線を作成し、検量線とする。

(カルミン酸法)

ほう酸標準溶液0～2 mLを、段階的に25mLの全量フラスコに正確に量り採り、それぞれの全量が2 mLになるよう水を加えた後、Dの定量方法と同様に操作してほう酸の濃度と吸光度との関係線を作成し、検量線とする。

(ICP発光分光法)

原子吸光分析用ほう素標準原液 1 mL を 100 mL の全量フラスコに正確に量り採ったものと、これとは別に 100 mL の全量フラスコを用意し、それぞれに原子吸光分析用イットリウム標準原液 (1 g/L) 1 mL を正確に加えた後、水で定容とし、ほう素とイットリウムとの発光強度比から関係線を作成し、検量線とする。

b (略)

D 定量方法

a ほう素化合物

(クルクミン法)

試験溶液 1 mL を内径 5 cm のるつぼに正確に量り採り、炭酸ナトリウム溶液を加えてアルカリ性とした後、水浴上で蒸発乾固させる。次に、残留物を放冷した後、塩酸 (1 + 4) 1 mL、しゅう酸アセトン溶液 5 mL 及びクルクミン溶液 2 mL を加えて、55 ± 2 °C の水浴上で 2 時間 30 分加熱する。これを放冷した後、残留物にアセトン 20 ~ 30 mL を加えて溶出し、ろ過しながら 100 mL の全量フラスコに入れる。アセトンで容器及び残留物を数回洗い、洗液を合わせてアセトンで定容としたものを試験溶液とする。試験溶液の一部を吸収セルに移し、空試験溶液を対照液として波長 540 nm における吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線からほう酸の量を求める。試験溶液の吸光度が検量線の範囲を超える場合には、アセトンで一定量に希釈し、検量線の範囲内に入るように調整して測定する。

(カルミン酸法)

試験溶液 2 mL を 25 mL の全量フラスコに正確に量り採り、塩酸 3 滴、硫酸第 1 鉄溶液 3 滴及び硫酸 10 mL を加えて混合し、全量フラスコに共栓を付して水冷した後、カルミン酸溶液 10 mL を加えて混合する。次に、これを再び水冷し、硫酸で定容とし、45 分間室温で放置して、試験溶液とする。試験溶液の一部を吸収セルに移し、空試験溶液を対照液として波長 600 nm における吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線からほう酸の量を求める。試験溶液の吸光度が検量線の範囲を超える場合には、硫酸で一定量に希釈し、検量線の範囲内に入るように調整して測定する。

(ICP 発光分光法)

ICP 発光分光分析装置により、試験溶液の発光強度を表 23 の各成分ごとの測定波長により測定し、あらかじめ作成した検量線からほう素の量を求める。試験溶液の吸光度が検量線の範囲を超える場合には、検量線の範囲内に入るように試験溶液を調整して測定する。

表 23 分析成分ごとの測定波長

(表略)

b (略)

E (略)

(エ) 銅・第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

A 試験溶液等の調製

a 銅化合物

(原子吸光光度法)

試料 1 ~ 2 g を正確に量り採り、500 mL の共通すり合わせトラップ球付き丸底フラスコに入れ、過酸化水素水 (30%。以下同じ。) 20 mL 及び硫酸 2 mL を添加する。これを砂浴上で徐

原子吸光分析用ほう素標準原液 1 mL を 100 mL の全量フラスコに正確に量り採ったものと、これとは別に 100 mL の全量フラスコを用意し、それぞれに原子吸光分析用イットリウム標準原液 (1 g/L) 1 mL を正確に加えた後、水で定容とし、ほう素とイットリウムとの発光強度比から関係線を作成し、検量線とする。

b (略)

D 定量方法

a ほう素化合物

(クルクミン法)

試験溶液 1 mL を内径 5 cm のるつぼに正確に量り採り、炭酸ナトリウム溶液を加えてアルカリ性とした後、水浴上で蒸発乾固させる。次に、残留物を放冷した後、塩酸 (1 + 4) 1 mL、しゅう酸アセトン溶液 5 mL 及びクルクミン溶液 2 mL を加えて、55 ± 2 °C の水浴上で 2 時間 30 分加熱する。これを放冷した後、残留物にアセトン 20 ~ 30 mL を加えて溶出し、ろ過しながら 100 mL の全量フラスコに入れる。アセトンで容器及び残留物を数回洗い、洗液を合わせてアセトンで定容としたものを試験溶液とする。試験溶液の一部を吸収セルに移し、空試験溶液を対照液として波長 540 nm における吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線からほう酸の量を求める。試験溶液の吸光度が検量線の範囲を超える場合には、アセトンで一定量に希釈し、検量線の範囲内に入るように調整して測定する。

(カルミン酸法)

試験溶液 2 mL を 25 mL の全量フラスコに正確に量り採り、塩酸 3 滴、硫酸第 1 鉄溶液 3 滴及び硫酸 10 mL を加えて混合し、全量フラスコに共栓を付して水冷した後、カルミン酸溶液 10 mL を加えて混合する。次に、これを再び水冷し、硫酸で定容とし、45 分間室温で放置して、試験溶液とする。試験溶液の一部を吸収セルに移し、空試験溶液を対照液として波長 600 nm における吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線からほう酸の量を求める。試験溶液の吸光度が検量線の範囲を超える場合には、硫酸で一定量に希釈し、検量線の範囲内に入るように調整して測定する。

(ICP 発光分光法)

ICP 発光分光分析装置により、試験溶液の発光強度を次の表の各成分ごとの測定波長により測定し、あらかじめ作成した検量線からほう素の量を求める。試験溶液の吸光度が検量線の範囲を超える場合には、検量線の範囲内に入るように試験溶液を調整して測定する。

[新設]

(表略)

b (略)

E (略)

(エ) 銅・第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

A 試験溶液等の調製

a 銅化合物

(原子吸光光度法)

試料 1 ~ 2 g を正確に量り採り、500 mL の共通すり合わせトラップ球付き丸底フラスコに入れ、過酸化水素水 (30%。以下同じ。) 20 mL 及び硫酸 2 mL を添加する。これを砂浴上で徐

々に加熱し、内容物を分解する。フラスコの内容物が約2mlになったところで、過酸化水素水5mlを追加する。この操作を繰り返し、木材が完全に分解して内容物が透明な緑色になったところで約2mlになるまで濃縮した後、放冷する。フラスコの内壁を水で洗いながら内容物を250mlの全量フラスコに移し、水で定容としたものを試験溶液とする。

(ICP発光分光法)

試料1～2 gを正確に量り採り、原子吸光光度法により分解し、放冷した後、250mlの全量フラスコに水で定容したもののうち25mlを100mlの全量フラスコに量り採った後、硫酸(1+124)溶液で定容としたものを試験溶液とする。

(蛍光X線法)

(略)

b・c (略)

B 試薬の調製

a 銅化合物

(a) 銅標準原液

原子吸光分析用の銅標準液(1,000mg/L) 5ml及び硫酸(1+4) 4mlを100mlの全量フラスコに入れ、水で定容としたもの。

(b) 硫酸(1+4)溶液

硫酸(97%)及び水を1:4(V/V)の比率で混合したもの。

(c) 硫酸(1+124)溶液

硫酸(97%)及び水を1:124(V/V)の比率で混合したもの。

b・c (略)

C 検量線の作成

a 銅化合物

(原子吸光光度法)

銅標準原液0～15mlを段階的に100mlの全量フラスコに正確に量り採り、硫酸(1+124)溶液で定容としたものを標準溶液とする。それぞれの標準溶液について、波長324.8nmにおける吸光度を原子吸光光度計により測定し、検量線を作成する。

(ICP発光分光法)

銅標準原液0～5mlを、段階的に100mlの全量フラスコに正確に量り採り、硫酸(1+124)溶液で定容としたものを標準溶液とする。それぞれの標準溶液についてICP発光分光分析装置で測定し、検量線を作成する。

(蛍光X線法)

試料製材と同じ樹種の木片であって、無処理のもの約3 gを採取し、105℃の乾燥器中で恒量になるまで乾燥し、ボールミル型粉碎器を用いて5分間粉碎する。粉碎した木粉を10mlのピーカーに150mgずつ正確に5つ量り採る。それぞれのピーカーに、銅標準原液0～5mlを段階的に100mlの全量フラスコに正確に量り採り、水で定容としたものを0.5ml正確に加え、かくはんする。それぞれのピーカーを105℃の乾燥器中で恒量になるまで乾燥し、錠剤成型器に入れてペレットを作成する。当該ペレットを蛍光X線分析装置にセットし、蛍光X線強度から関係線を作成し、検量線とする。

々に加熱し、内容物を分解する。フラスコの内容物が約2mlになったところで、過酸化水素水5mlを追加する。この操作を繰り返し、木材が完全に分解して内容物が透明な緑色になったところで約2mlになるまで濃縮した後、放冷する。フラスコの内壁を水で洗いながら内容物を250mlの全量フラスコに移し、水で定容としたものを試験溶液とする。

(ICP発光分光法)

試料1～2 gを正確に量り採り、原子吸光光度法により分解し、放冷した後、250mlの全量フラスコに水で定容したもののうち25mlを100mlの全量フラスコに量り採った後、硫酸(1+124)溶液で定容としたものを試験溶液とする。

(蛍光X線法)

(略)

b・c (略)

B 試薬の調製

a 銅化合物

(a) 銅標準原液

原子吸光分析用の銅標準液(1,000mg/l) 5ml及び硫酸(1+4) 4mlを100mlの全量フラスコに入れ、水で定容としたもの。

(b) 硫酸(1+4)溶液

硫酸(97%)及び水を1:4(V/V)の比率で混合したもの。

(c) 硫酸(1+124)溶液

硫酸(97%)及び水を1:124(V/V)の比率で混合したもの。

b・c (略)

C 検量線の作成

a 銅化合物

(原子吸光光度法)

銅標準原液0～15mlを段階的に100mlの全量フラスコに正確に量り採り、硫酸(1+124)溶液で定容としたものを標準溶液とする。それぞれの標準溶液について、波長324.8nmにおける吸光度を原子吸光光度計により測定し、検量線を作成する。

(ICP発光分光法)

銅標準原液0～5mlを、段階的に100mlの全量フラスコに正確に量り採り、硫酸(1+124)溶液で定容としたものを標準溶液とする。それぞれの標準溶液についてICP発光分光分析装置で測定し、検量線を作成する。

(蛍光X線法)

試料製材と同じ樹種の木片であって、無処理のもの約3 gを採取し、105℃の乾燥器中で恒量になるまで乾燥し、ボールミル型粉碎器を用いて5分間粉碎する。粉碎した木粉を10mlのピーカーに150mgずつ正確に5つ量り採る。それぞれのピーカーに、銅標準原液0～5mlを段階的に100mlの全量フラスコに正確に量り採り、水で定容としたものを0.5ml正確に加え、かくはんする。それぞれのピーカーを105℃の乾燥器中で恒量になるまで乾燥し、錠剤成型器に入れてペレットを作成する。当該ペレットを蛍光X線分析装置にセットし、蛍光X線強度から関係線を作成し、検量線とする。

b・c (略)

D (略)

E 薬剤含有量の計算方法

a 銅化合物

(原子吸光光度法)

Dのaにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{250 \times \text{試験溶液の希釈倍数}}{1,000} \times 1.252$$

P：検量線から求めた銅の濃度 (mg/L)

(ICP発光分光法)

Dのaにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{1,000 \times \text{試験溶液の希釈倍数}}{1,000} \times 1.252$$

P：検量線から求めた銅の濃度 (mg/L)

(蛍光X線法)

(略)

b DDAC

Dのbにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{100}{\text{試験溶液の採取量 (mL)}}$$

P：検量線から求めたDDACの量 (mg)

c BKC

Dのcにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{100}{\text{試験溶液の採取量 (mL)}}$$

P：検量線から求めたBKCの量 (mg)

(イ) 銅・アゾール化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

A 試験溶液の調製

a 銅化合物

(エ)のAのaに同じ。

b シプロコナゾール

(HPLC法)

試料約1gを共栓付き三角フラスコ等のメタノールに対する耐性を有する密栓可能な容器に正確に量り採り、メタノール20mLを加えて栓をし、30分ごとによく振り混ぜながら超音波による抽出工程（水温は約30～40℃とする。）を2時間行う。静置した後、抽出物を吸引ろ過し、

b・c (略)

D (略)

E 薬剤含有量の計算方法

a 銅化合物

(原子吸光光度法)

Dのaにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{250 \times \text{試験溶液の希釈倍数}}{1,000} \times 1.252$$

P：検量線から求めた銅の濃度 (mg/L)

(ICP発光分光法)

Dのaにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{1,000 \times \text{試験溶液の希釈倍数}}{1,000} \times 1.252$$

P：検量線から求めた銅の濃度 (mg/L)

(蛍光X線法)

(略)

b DDAC

Dのbにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{100}{\text{試験溶液の採取量 (mL)}}$$

P：検量線から求めたDDACの量 (mg)

c BKC

Dのcにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{100}{\text{試験溶液の採取量 (mL)}}$$

P：検量線から求めたBKCの量 (mg)

(ロ) 銅・アゾール化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

A 試験溶液の調製

a 銅化合物

(エ)のAのaに同じ。

b シプロコナゾール

(HPLC法)

試料約5gを共栓付き三角フラスコに正確に量り採り、ジメチルスルホキシド (DMSO) 5mlを試料全体に滴下した後、エタノール50～100mlを加えて栓をし、1時間ごとによく振り混ぜながら超音波による抽出工程（水温は約40℃とする。）を3時間行う。静置した後

木粉を約 5 mL のメタノールで洗い込み、洗液をろ液と共に回収する。得られたろ液はメタノールを用いて 25 mL に定容としたものを抽出溶液とする。

抽出溶液 25 mL のうち、予想されるシプロコナゾール濃度に応じて 1 ～ 5 mL を分取し、ロータリーエバポレーターに装着して 45℃ の湯浴上で減圧しながら留去する。残さをアセトニトリル、100 mM リン酸緩衝液 (pH 2.1) 及び蒸留水 50 : 10 : 40 (V/V/V) の比率で混合した溶液に溶解しながら 1 ～ 5 mL に定容したものを試験溶液とする。

なお、この試験溶液による分析で、木材成分などの影響により、シプロコナゾールのピークが不明確な場合にあっては、以下による抽出 (固相抽出法) を更に行い、それを試験溶液とする。

抽出溶液 25 mL のうち 5 mL を分取し、事前にメタノール 2 mL 及び蒸留水 2 mL で洗浄した固相抽出カートリッジに導入する。ただし、HPLC 分析においてシプロコナゾールのピーク高さが検量線の範囲を超えた場合は、導入量を 5 mL 以下で行う。また、シプロコナゾールの濃度が低い場合は、抽出溶液 25 mL のうち 5 mL を超える量を固相抽出してよいが、その場合は、溶液を濃縮し、メタノール 5 mL で溶解、導入するものとする。

この固相抽出カートリッジを、メタノール 3 mL 及びメタノール-アンモニア混液 A 3 mL で洗浄した後、メタノール-アンモニア混液 B 5 mL で溶出する。

その後、溶出した液をロータリーエバポレーターに装着して 45℃ の湯浴上で減圧しながら留去する。残さをアセトニトリル、100 mM リン酸緩衝液 (pH 2.1) 及び蒸留水 50 : 10 : 40 (V/V/V) の比率で混合した溶液に溶解しながら 1 mL に定容したものを試験溶液とする。

(ガスクロマトグラフ法 (以下「GC 法」という。))

試料約 1 g を 200 mL のなす型フラスコに正確に量り採り、水 10 mL を加えて 30 分間膨潤させる。この試料にアセトン 50 mL を加えて 30 分間振とうしながら抽出し、抽出物を吸引る過するとともに、試料を約 50 mL のアセトンで洗い込む。ろ紙上の試料を再度 200 mL のなす型フラスコに移し、水 10 mL 及びアセトン 50 mL を加えて上記の抽出操作を行う。ろ液をロータリーエバポレーターに装着して 40℃ の湯浴上で減圧しながら、おおむね 10 mL になるまで濃縮する。これに水を加えて約 20 mL とする。これをけい藻土カラムに加え、10 分間保持する。けい藻土カラムに注射器を取り付け、トルエン 120 mL を加えて溶出させる。溶出液をロータリーエバポレーターに装着して 40℃ の湯浴上で減圧しながら留去する。残さをトルエン 10 mL で溶解し、10 mL 容注射器を取り付け洗浄を終えたシリカゲルミニカラムに 10 mL/min の速度でこれを通液する。同様に、酢酸エチル-シクロヘキサン溶液 5 mL を通液した後、これを酢酸エチル 10 mL で溶出し、溶出液をロータリーエバポレーターに装着して 40℃ の湯浴上で減圧しながら留去する。残さをアセトンで溶解しながら 5 mL に定容としたものを試験溶液とする。

B 試薬等の調製

- a (略)
- b シプロコナゾール (HPLC 法)

(a) シプロコナゾール標準溶液

シプロコナゾール標準品 (純度 95% 以上で既知のもの) 約 0.05 g を正確に量り採り、アセトニトリル、100 mM リン酸緩衝液 (pH 2.1) 及び蒸留水 50 : 10 : 40 (V/V/V) の比率で混合し

、抽出物を吸引る過するとともに、木粉を約 30 mL のエタノールで洗い込む。ろ液をロータリーエバポレーターに装着して 45℃ の湯浴上で減圧しながら、おおむね 5 mL になるまで濃縮する。これを少量のエタノールで溶解した後、25 mL の全量フラスコに移し、エタノールで定容としたものを試験溶液とする。

(ガスクロマトグラフ法)

試料約 1 g を 200 mL のなす型フラスコに正確に量り採り、水 10 mL を加えて 30 分間膨潤させる。この試料にアセトン 50 mL を加えて 30 分間振とうしながら抽出し、抽出物を吸引る過するとともに、試料を約 50 mL のアセトンで洗い込む。ろ紙上の試料を再度 200 mL のなす型フラスコに移し、水 10 mL 及びアセトン 50 mL を加えて上記の抽出操作を行う。ろ液をロータリーエバポレーターに装着して 40℃ の湯浴上で減圧しながら、おおむね 10 mL になるまで濃縮する。これに水を加えて約 20 mL とする。これをけい藻土カラムに加え、10 分間保持する。けい藻土カラムに注射器を取り付け、トルエン 120 mL を加えて溶出させる。溶出液をロータリーエバポレーターに装着して 40℃ の湯浴上で減圧しながら留去する。残さをトルエン 10 mL で溶解し、10 mL 容注射器を取り付け洗浄を終えたシリカゲルミニカラムに 10 mL/min の速度でこれを通液する。同様に、酢酸エチル-シクロヘキサン溶液 5 mL を通液した後、これを酢酸エチル 10 mL で溶出し、溶出液をロータリーエバポレーターに装着して 40℃ の湯浴上で減圧しながら留去する。残さをアセトンで溶解しながら 5 mL に定容したものを試験溶液とする。

B 試薬等の調製

- a (略)
- b シプロコナゾール (HPLC 法)

・ シプロコナゾール標準溶液

シプロコナゾール標準品 (純度 95% 以上で既知のもの) 約 0.05 g を正確に量り採り、エタノールに溶解して 50 mL の全量フラスコで定容としたもの。

た溶液に溶解して100mLの全量フラスコで定容としたもの

(b) 100mMりん酸緩衝液 (pH2.1)

りん酸二水素ナトリウム二水和物7.8g及びりん酸(85%)3.4mLを水に溶解して1,000mLの全量フラスコで定容としたもの

(c) メタノール-アンモニア混液A

メタノール及び1mol/Lアンモニア水を20:80(V/V)の比率で混合したもの

(d) メタノール-アンモニア混液

メタノール及び28%アンモニア水を95:5(V/V)の比率で混合したもの

(e) 固相抽出カートリッジ

強陽イオン交換基としてスルホン基が導入されたジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体あるいはそれと同等の保持能力を持つ物を担体とするものであること。また、担体の充填量は1.0meq/gが60mg以上充填されている場合に相当する量であること。

(GC法)

(a) (略)

(b) 酢酸エチル-シクロヘキサン溶液

酢酸エチル及びシクロヘキサンを2:3(V/V)の比率で混合したもの

(c) シリカゲルミニカラム

使用時に酢酸エチル10mLで洗浄した後、更にトルエン10mLで洗浄したもの

C 検量線の作成

a (略)

b シプロコナゾール

(HPLC法)

シプロコナゾール標準溶液をアセトニトリル、100mMりん酸緩衝液(pH2.1)及び水50:10:40(V/V/V)の比率で混合した溶液で段階的に1~20µg/mLになるよう調整した後、HPLC専用フィルタでろ過したものをHPLCで測定し、濃度とピーク面積により検量線を作成する。

(GC法)

シプロコナゾール標準溶液をアセトンで段階的に10~50µg/mLになるよう調整した後、ガスクロマトグラフ(以下「GC」という。)で測定し、検量線を作成する。

D 定量方法

a (略)

b シプロコナゾール

(HPLC法)

試験溶液をHPLC専用フィルタでろ過し、表24に掲げる条件を標準としてHPLCで測定して作成した検量線からシプロコナゾールの量を求める。ただし、カラムの内径等の変更、それに伴うアセトニトリルの割合や流量等の変更は可能とする。

表24 シプロコナゾールの定量におけるHPLCの条件

(略)	(略)
-----	-----

(ガスクロマトグラフ法)

(a) (略)

(b) 酢酸エチル-シクロヘキサン溶液

酢酸エチル及びシクロヘキサンを2:3(V/V)の比率で混合したもの。

(c) シリカゲルミニカラム

使用時に酢酸エチル10mLで洗浄した後、更にトルエン10mLで洗浄したもの。

C 検量線の作成

a (略)

b シプロコナゾール

(HPLC法)

シプロコナゾール標準溶液をエタノールで段階的に10~50µg/mLになるよう調整した後、HPLC専用フィルタでろ過したものをHPLCで測定し、検量線を作成する。

(ガスクロマトグラフ法)

シプロコナゾール標準溶液をアセトンで段階的に10~50µg/mLになるよう調整した後、ガスクロマトグラフ(以下「GC」という。)で測定し、検量線を作成する。

D 定量方法

a (略)

b シプロコナゾール

(HPLC法)

試験溶液をHPLC専用フィルタでろ過し、次の表に掲げる条件を標準としてHPLCで測定して作成した検量線からシプロコナゾールの量を求める。

[新設]

(略)	(略)
-----	-----

(略)	(略)
移動相	アセトニトリル：100mMリン酸緩衝液 (pH2.1)：水=50：10：40 (V/V)
移動相流速	1.0mL/min
(略)	(略)
測定波長	220nm (UV検出器)
注入量	10 μ L

(GC法)

表25に掲げる条件を標準として試験溶液をGCで測定して作成した検量線からシプロコナゾールの量を求める。

表25 シプロコナゾールの定量におけるGCの条件

(略)	(略)
メイクアップガス	He 30mL/min
キャリアガス	He Split Vent 93mL/min、Purge Vent 1mL/min
燃焼ガス	水素 30mL/min、空気 370mL/min
(略)	(略)
注入量	2 μ L

E 薬剤含有量の計算方法

a (略)

b シプロコナゾール

Dのbにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

(HPLC法)

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = \frac{(P/X \times 25)}{1,000}$$

P：検量線から求めたシプロコナゾールの濃度 (μ g/mL)

X：抽出定容した25mLの溶液から分取した試料量 (mL)。ただし、固相抽出を用いた場合は、固相抽出に供した量とする。

(GC法)

(式略)

(カ) アゾール・ネオニコチノイド化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

A 試験溶液の調製

a シプロコナゾール

(オ)のAのb (HPLC法)に同じ。

(略)	(略)
移動相	アセトニトリル：水=60：40 (V/V)
移動相流速	1.0mL/min
(略)	(略)
測定波長	221nm (UV検出器)
注入量	10 μ L

(ガスクロマトグラフ法)

次の表に掲げる条件を標準として試験溶液をGCで測定して作成した検量線からシプロコナゾールの量を求める。

[新設]

(略)	(略)
メイクアップガス	He 30mL/min
キャリアガス	He Split Vent 93mL/min、Purge Vent 1mL/min
燃焼ガス	水素 30mL/min、空気 370mL/min
(略)	(略)
注入量	2 μ L

E 薬剤含有量の計算方法

a (略)

b シプロコナゾール

Dのbにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

(HPLC法)

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times 25$$

P：検量線から求めたシプロコナゾールの量 (mg)

(ガスクロマトグラフ法)

(式略)

(カ) アゾール・ネオニコチノイド化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

A 試験溶液の調製

a シプロコナゾール

(オ)のAのb (HPLC法)に同じ。ただし、「試料約5g」とあるのは、「試料約2g」と読み替えるものとする。

b イミダクロプリド

試料約 5 g を共栓付き三角フラスコに正確に量り採り、ジメチルスルホキシド (DMSO) 5 mL を試料全体に滴下した後、エタノール 50~100 mL を加えて栓をし、1 時間ごとによく振り混ぜながら超音波による抽出工程 (水温は約 40℃ とする。) を 3 時間行う。静置した後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約 30 mL のエタノールで洗い込む。ろ液をロータリーエバポレーターに装着して 45℃ の湯浴上で減圧しながら、おおむね 5 mL になるまで濃縮する。これを少量のエタノールで溶解した後、25 mL の全量フラスコに移し、エタノールで定容としたものを試験溶液とする。

B 試薬の調製

a (略)

b イミダクロプリド

- イミダクロプリド標準溶液
イミダクロプリド標準品 (純度 95% 以上で既知のもの) 約 0.05 g を正確に量り採り、エタノールに溶解して 50 mL の全量フラスコで定容としたもの

C 検量線の作成

a (略)

b イミダクロプリド

イミダクロプリド標準溶液を段階的に 5~50 μg/mL になるよう調整し (ただし、試験溶液の濃度が検量線から外れる場合には、検量線の濃度を調整することができる。)、HPLC 専用フィルタでろ過したものを HPLC で測定し、検量線を作成する。

D 定量方法

a (略)

b イミダクロプリド

試験溶液を HPLC 専用フィルタでろ過し、表 26 に掲げる条件を標準として HPLC で測定して作成した検量線からイミダクロプリドの量を求める。

表 26 イミダクロプリドの定量における HPLC の条件

(略)	(略)
(略) 移動相流速	(略) 1.0 mL/min
(略) 注入量	(略) 10 μL

E 薬剤含有量の計算方法

a (略)

b イミダクロプリド

D の b により求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times 25$$

b イミダクロプリド

a のシプロコナゾールに同じ。ただし、「シプロコナゾール」とあるのは、「イミダクロプリド」と読み替えるものとする。

B 試薬の調製

a (略)

b イミダクロプリド

- イミダクロプリド標準溶液
イミダクロプリド標準品 (純度 95% 以上で既知のもの) 約 0.05 g を正確に量り採り、エタノールに溶解して 50 mL の全量フラスコで定容としたもの

C 検量線の作成

a (略)

b イミダクロプリド

イミダクロプリド標準溶液を段階的に 5~50 μg/mL になるよう調整し (ただし、試験溶液の濃度が検量線から外れる場合には、検量線の濃度を調整することができる。)、HPLC 専用フィルタでろ過したものを HPLC で測定し、検量線を作成する。

D 定量方法

a (略)

b イミダクロプリド

試験溶液を HPLC 専用フィルタでろ過し、次の表に掲げる条件を標準として HPLC で測定して作成した検量線からイミダクロプリドの量を求める。

[新設]

(略)	(略)
(略) 移動相流速	(略) 1.0 mL/min
(略) 注入量	(略) 10 μL

E 薬剤含有量の計算方法

a (略)

b イミダクロプリド

D の b により求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times 25$$

P : 検量線から求めたイミダクロプリドの濃度 (mg/mL)

(キ) アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系

A 試験溶液の調製

a テブコナゾール

(イ)のAのb (HPLC法) に同じ。ただし、「シプロコナゾール」とあるのは、「テブコナゾール」と読み替えるものとする。

b DDAC

(イ)のAに同じ。

c イミダクロプリド

(イ)のAのbに同じ。

B 試薬等の調製

a テブコナゾール

(a) テブコナゾール標準溶液

テブコナゾール標準品 (純度90%以上で既知のもの) 約25mgを正確に量り採り、移動相に溶解して100mLの全量フラスコで定容としたもの

(b) 100mMりん酸緩衝液 (pH2.1)

(イ)のBのb (HPLC法) の(b)に同じ。

(c) メタノール-アンモニア混液A

(イ)のBのb (HPLC法) の(c)に同じ。

(d) メタノール-アンモニア混液

(イ)のBのb (HPLC法) の(d)に同じ。

(e) 固相抽出カートリッジ

(イ)のBのb (HPLC法) の(e)に同じ。

b DDAC

(イ)のBに同じ。

c イミダクロプリド

(イ)のBのbに同じ。

C 検量線の作成

a テブコナゾール

テブコナゾール標準溶液をアセトニトリル、100mMりん酸緩衝液 (pH2.1) 及び水50 : 10 : 40 (V/V/V) の比率で混合した溶液で段階的に1~70 $\mu\text{g/mL}$ になるよう調整した後、HPLC専用フィルタでろ過したものをHPLCで測定し、濃度とピーク面積により検量線を作成する。

b DDAC

(イ)のCに同じ。

c イミダクロプリド

(イ)のCのbに同じ。

D 定量方法

a テブコナゾール

(イ)のDのb (HPLC法) に同じ。ただし、「シプロコナゾール」とあるのは、「テブコ

P : 検量線から求めたイミダクロプリドの量 (mg)

[新設]

ナゾール」と読み替えるものとする。

b. DDAC

(ア)のDに同じ。

c. イミダクロプリド

(カ)のDのbに同じ。

E. 薬剤含有量の計算方法

a. テブコナゾール

(イ)のEのb (HPLC法)に同じ。ただし、「シブコナゾール」とあるのは、「テブコナゾール」と読み替えるものとする。

b. DDAC

(イ)のEに同じ。

c. イミダクロプリド

(イ)のEのbに同じ。

(ク) 脂肪酸金属塩系保存処理薬剤及びナフテン酸金属塩系保存処理薬剤で処理されたもの

A. 試験溶液の調製

a・b (略)

c. ペルメトリン

試料約5gを球管冷却器付き200mLの平底フラスコに正確に量り採り、アセトン100mLを加えて約60℃の湯浴上で2時間抽出する。その後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約30mLのアセトンで洗い込む。ろ液をロータリーエバポレーターに装着して30℃の湯浴上で減圧しながら、おおむね0.5mLになるまで濃縮する。これを少量のアセトンで溶解した後、内部標準溶液1mLを正確に加えて50mLの全量フラスコに移し、アセトンで定容としたものを試験溶液とする。

B. 試薬の調製

a (略)

b. 亜鉛化合物

(イ)のBのaに同じ。ただし、「銅」とあるのは、「亜鉛」と読み替えるものとし、亜鉛標準液の量り採り量を10mLとする。

c. ペルメトリン

(a) ペルメトリン標準溶液

ペルメトリン標準品(純度95%以上で既知のもの)約0.1gを正確に量り採り、アセトンに溶解し、100mLの全量フラスコで定容としたもの。

(b) 内部標準溶液

フタル酸ジ-n-オクチルを0.1g正確に量り採り、アセトンに溶解し100mLの全量フラスコで定容としたもの。

C. 検量線の作成

a (略)

b. 亜鉛化合物

(原子吸光光度法)

(キ) 脂肪酸金属塩系保存処理薬剤及びナフテン酸金属塩系保存処理薬剤で処理されたもの

A. 試験溶液の調製

a・b (略)

c. ペルメトリン

試料約5gを球管冷却器付き200mLの平底フラスコに正確に量り採り、アセトン100mLを加えて約60℃の湯浴上で2時間抽出する。その後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約30mLのアセトンで洗い込む。ろ液をロータリーエバポレーターに装着して30℃の湯浴上で減圧しながら、おおむね0.5mLになるまで濃縮する。これを少量のアセトンで溶解した後、内部標準溶液1mLを正確に加えて50mLの全量フラスコに移し、アセトンで定容としたものを試験溶液とする。

B. 試薬の調製

a (略)

b. 亜鉛化合物

(イ)のBのaに同じ。ただし、「銅」とあるのは、「亜鉛」と読み替えるものとし、亜鉛標準液の量り採り量を10mLとする。

c. ペルメトリン

(a) ペルメトリン標準溶液

ペルメトリン標準品(純度95%以上で既知のもの)約0.1gを正確に量り採り、アセトンに溶解し、100mLの全量フラスコで定容としたもの。

(b) 内部標準溶液

フタル酸ジ-n-オクチルを0.1g正確に量り採り、アセトンに溶解し100mLの全量フラスコで定容としたもの。

C. 検量線の作成

a (略)

b. 亜鉛化合物

(原子吸光光度法)

亜鉛標準原液 0～10mLを段階的に100mLの全量フラスコに正確に量り採り、硫酸（1+124）溶液で定容としたものを標準溶液とする。それぞれの標準溶液について、波長213.9nmにおける吸光度を原子吸光光度計で測定して、検量線を作成する。

（ICP発光分光法）

（略）

（蛍光X線法）

（略）

c ペルメトリン

ペルメトリン標準溶液5mL及び内部標準溶液 5 mLを50mLの全量フラスコに正確に加えた後、アセトンで定容し、ペルメトリンとフタル酸ジ-n-オクチルとの重量比及びピーク面積比を求める。

D 定量方法

a・b （略）

c ペルメトリン

表27に掲げる条件を標準として試験溶液をGCで測定し、内部標準法によりペルメトリンの量を求める。

表27 ペルメトリンの定量におけるGCの条件

（略）	（略）
（略） 窒素ガス流量	（略） 50mL/min
（略） 注入量	（略） 2 μL

E 薬剤含有量の計算方法

a 銅化合物

Dにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

（原子吸光光度法）

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{250 \times \text{試験溶液の希釈倍数}}{1,000}$$

P：検量線から求めた銅の濃度 (mg/L)

（ICP発光分光法及び蛍光X線法）

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times 100 \times \text{試験溶液の希釈倍数}$$

P：検量線から求めた銅の濃度 (mg/L)

b・c （略）

(7) クレオソート油保存処理薬剤で処理されたもの

A 試料溶液の調製

亜鉛標準原液 0～10mLを段階的に100mLの全量フラスコに正確に量り採り、硫酸（1+124）溶液で定容としたものを標準溶液とする。それぞれの標準溶液について、波長213.9nmにおける吸光度を原子吸光光度計で測定して、検量線を作成する。

（ICP発光分光法）

（略）

（蛍光X線法）

（略）

c ペルメトリン

ペルメトリン標準溶液5mL及び内部標準溶液 5 mLを50mLの全量フラスコに正確に加えた後、アセトンで定容し、ペルメトリンとフタル酸ジ-n-オクチルとの重量比及びピーク面積比を求める。

D 定量方法

a・b （略）

c ペルメトリン

次の表に掲げる条件を標準として試験溶液をGCで測定し、内部標準法によりペルメトリンの量を求める。

[新設]

（略）	（略）
（略） 窒素ガス流量	（略） 50mL/min
（略） 注入量	（略） 2 μL

E 薬剤含有量の計算方法

a 銅化合物

Dにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

（原子吸光光度法）

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times \frac{250 \times \text{試験溶液の希釈倍数}}{1,000}$$

P：検量線から求めた銅の濃度 (mg/L)

（ICP発光分光法及び蛍光X線法）

$$\text{薬剤含有量 (mg)} = P \times 100 \times \text{試験溶液の希釈倍数}$$

P：検量線から求めた銅の濃度 (mg/L)

b・c （略）

(7) クレオソート油保存処理薬剤で処理されたもの

A 試料溶液の調製

試料約 1 g (薬剤含有量により試料の量は調整するものとする。以下同じ。)を円筒ろ紙に正確に量り採り、ソックスレー抽出器に装着して、エタノール—ベンゼン混液 (1 : 2 (V/V)。以下同じ。) 50mLで抽出流下液が無色透明になるまで抽出し、これを試験溶液とする。

B 定量方法

a 試験溶液を100mLのなす型フラスコにエタノール—ベンゼン混液10mLで洗いながら移し入れ、ロータリーエバポレーターに装着して50℃の湯浴上で減圧しながら濃縮する。100mLのなす型フラスコの質量が恒量になるまで濃縮した後、フラスコの外面をよく拭って質量を測定する。

b 別に、空試験として、試料製材と同じ樹種の木材であつて、無処理のものを用いて同様に操作して質量を測定する。

C (略)

(コ) (略)

(4) 煮沸繰返し試験又は減圧加圧試験

ア 試験片の作成

試験片は、各試料たて継ぎ材から、中央部にフィンガージョイントを含む、木口断面寸法をそのままとした長さ180mmのものを採取する。フィンガーの長さが16mm以下の場合、フィンガーの先端部を切断し、木口に接着層が露出した試験片を1個作成する。フィンガーの長さが16mmを超える場合は、フィンガーの中央部を切断し、試験片を2個作成する。

イ 試験の方法

(7) 煮沸繰返し試験

試験片を沸騰水中に5時間浸せきし、更に室温水中に1時間浸せきした後、水中から取り出し、60±3℃の恒温乾燥器中に18時間以上入れ、含水率が19%以下となるように乾燥する処理を1サイクルとし、1サイクル終了時の剝離率又は平均剝離率を算出し、剝離率又は平均剝離率が5%を超えた場合には、更に2サイクルの処理を行い、その終了時の剝離率又は平均剝離率を算出する。

(1) 減圧加圧試験

試験片を室温水中に浸せきし、0.068MPaから0.085MPaまでによる減圧を30分間行い、更に0.51±0.03MPaの加圧を2時間行った後、水中から取り出し、70±3℃の恒温乾燥器中に18時間以上入れ、含水率が19%以下となるように乾燥する処理を1サイクルとし、1サイクル終了時の剝離率又は平均剝離率を算出し、剝離率又は平均剝離率が5%を超えた場合には、更に2サイクルの処理を行い、その終了時の剝離率又は平均剝離率を算出する。

(注) 1 剝離率は、次の式により算出する。

$$\text{剝離率 (\%)} = \frac{\text{木口面の剝離の長さの合計}}{\text{木口面の接着層の長さの合計}} \times 100$$

2 平均剝離率は、2個の試験片の剝離率の平均とする。

3 剝離率の測定に当たっては、試験片の木口面における接着層の剝離の長さが3mm以上のものについて測定するものとし、両外側の接着層の剝離及び節の境界面の剝離は、剝離とみなさないものとする。

試料約 1 g (薬剤含有量により試料の量は調整するものとする。以下同じ。)を円筒ろ紙に正確に量り採り、ソックスレー抽出器に装着して、エタノール—ベンゼン混液 (1 : 2 (V/V)。以下同じ。) 50mLで抽出流下液が無色透明になるまで抽出し、これを試験溶液とする。

B 定量方法

a 試験溶液を100mLのなす型フラスコにエタノール—ベンゼン混液10mLで洗いながら移し入れ、ロータリーエバポレーターに装着して50℃の湯浴上で減圧しながら濃縮する。100mLのなす型フラスコの質量が恒量になるまで濃縮した後、フラスコの外面をよく拭って質量を測定する。

b 別に、空試験として、試料製材と同じ樹種の木材であつて、無処理のものを用いて同様に操作して質量を測定する。

C (略)

(ケ) (略)

[新設]

(5) 曲げ試験 (MSR区分)

ア 試験片の作成

曲げ試験MSR 枠組材及び曲げ試験MSR たて継ぎ材（以下「曲げ試験MSR材」という。）は、温度 20 ± 2 ℃、湿度 65 ± 5 %（以下「関係温湿度」という。）の条件の中で質量が一定（24時間間隔で測定した質量差が曲げ試験MSR材質量の0.1%以下であることをいう。以下同じ。）になるまで調湿したものをを用いることとする。

イ 試験の方法

試験は、関係温湿度の条件の中で、図29に示す方法により加力し、比例域における上限荷重及び下限荷重並びにこれらに対応するたわみを測定し、次の式により曲げヤング係数を求める。この場合の平均荷重速度は毎秒2mm以下とし、最大の強度低減欠点を2つの荷重点の間に位置させるものとする。スパンは曲げ試験MSR材の幅の21倍とし、第6条のMSR 枠組材の規格の曲げ強度性能の3の計算式で求めた数値まで加力する。なお、曲げ試験MSR材についてはジョイント部を荷重スパン間にくるように配置することとする。

ただし、スパンが曲げ試験MSR材の幅の21倍の長さに満たない場合には、算出した曲げヤング係数に表28のスパンの曲げ試験MSR材の幅に対する比の区分に従い、それぞれ同表の右欄の係数を乗じて得た数値をその曲げヤング係数とする。また、関係温湿度の条件の中での試験が困難な場合には、曲げ試験MSR材の調湿後、直ちに試験を行うこととする。

なお、関係温湿度条件によらない曲げ試験MSR材を使用する場合にあつては、試験の結果と曲げ試験MSR材の含水率の関係等により関係温湿度条件下における曲げヤング係数が確保されていることが適切に評価できる方法により求めることとする。

$$\text{曲げヤング係数 (MPa又はN/mm}^2\text{)} = \frac{23 \times \Delta P \times \ell^3}{108 \times b \times h^3 \times \Delta y}$$

ΔP : 比例域における上限荷重と下限荷重との差 (N)

ℓ : スパン (mm)

Δy : ΔP に対応するスパン中央のたわみ (mm)

b : 曲げ試験MSR材の厚さ (mm)

h : 曲げ試験MSR材の幅 (mm)

表28 スパンの曲げ試験MSR材の幅に対する比に応じた係数

スパンの曲げ試験MSR材の幅に対する比	(略)
(略)	(略)

[削る。]

(4) 曲げ試験

試験製材を用い、図29に示す方法により荷重を加えて、比例域における上限荷重及び下限荷重並びにこれらに対応するたわみを測定し、次の式により曲げヤング係数を求める。この場合の平均荷重速度は毎秒2mm以下とし、最大の強度低減欠点を2つの荷重点の間に位置させるものとする。スパンは試験製材の幅の21倍とし、荷重は第6条のMSR製材の規格の曲げ強度性能の3の計算式で求めた数値まで加える。

ただし、スパンが試験製材の幅の21倍の長さに満たない場合には、算出した曲げヤング係数に次の表のスパンの試験製材の幅に対する比の区分に従い、それぞれ同表の右欄の係数を乗じて得た数値をその曲げヤング係数とする。

$$\text{曲げヤング係数 (MPa又はN/mm}^2\text{)} = \frac{23 \times \Delta P \times \ell^3}{108 \times b \times h^3 \times \Delta y}$$

ΔP : 比例域における上限荷重と下限荷重との差 (N)

ℓ : スパン (mm)

Δy : ΔP に対応するスパン中央のたわみ (mm)

b : 試験製材の厚さ (mm)

h : 試験製材の幅 (mm)

[新設]

スパンの試験製材の幅に対する比	(略)
(略)	(略)

図29

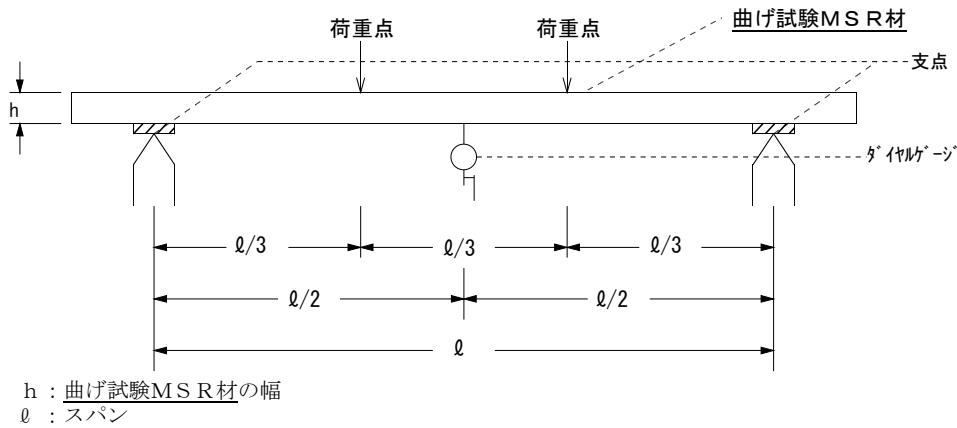
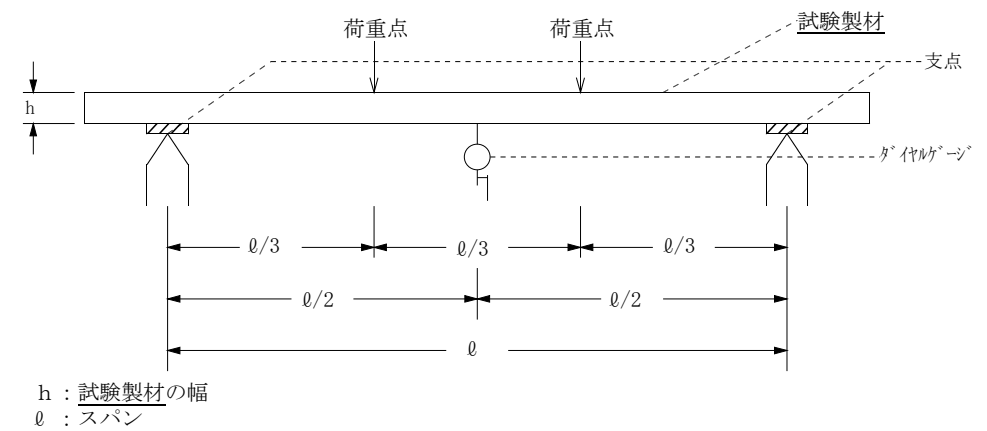


図29 曲げ試験 (MSR区分)



[新設]

[新設]

(6) 曲げ試験 (たて継ぎ部)

ア 試験片の作成

試験たて継ぎ材は、関係温湿度の条件の中で質量が一定になるまで調湿したものをを用いることとする。

イ 試験の方法

試験は、関係温湿度の条件の中で、試験たて継ぎ材の半数をフラットワイズにし、残りの半数をエッジワイズにして、図30に示す方法により加力し、最大荷重を測定し、次の式により曲げ強さを求める。この場合の平均荷重速度は毎分29.4MPa以下とし、ジョイント部を荷重スパンの中央にし、全スパンは表29によるものとする。

ただし、関係温湿度の条件の下での試験が困難な場合には、試験たて継ぎ材の調湿後、直ちに試験を行うこととする。

なお、関係温湿度条件によらない試験たて継ぎ材を使用する場合にあつては、試験の結果と試験たて継ぎ材の含水率との関係等により、関係温湿度条件下で曲げ強さが確保されていることが適切に評価できる方法により求めることとする。

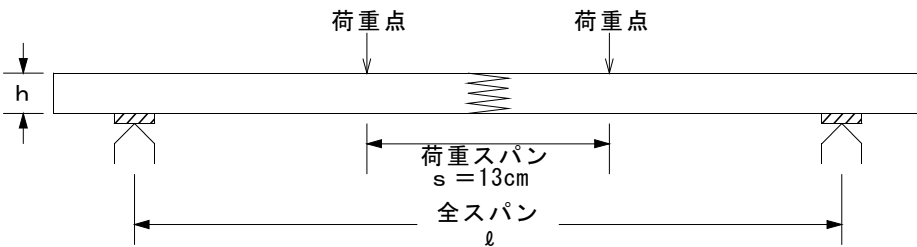


図30 曲げ試験 (たて継ぎ部)

$$\text{曲げ強さ (MPa又はN/mm}^2\text{)} = \frac{3 \times P b \times (\ell - s)}{2 \times b \times h^2}$$

P b : 最大荷重 (N)

ℓ : 全スパン (mm)

s : 荷重スパン (mm)

b : 試験たて継ぎ材の幅 (エッジワイズの場合は、試験たて継ぎ材の厚さ) (mm)

h : 試験たて継ぎ材の厚さ (エッジワイズの場合は、試験たて継ぎ材の幅) (mm)

表29 寸法型式ごとの全スパン

寸法型式	全 ス パ ン (mm)	
	フラットワイズ	エッジワイズ
203	700以上 890以下	1,090以上 1,410以下
204		1,460以上 1,910以下
206		2,230以上 2,930以下
208		2,890以上 3,810以下
210		3,650以上 4,830以下
212		4,420以上 5,850以下

(7) 引張り試験

引張り試験MSR枠組材を用い、図31に示す方法により加力する。この場合の平均荷重速度は毎分27.5MPa以下とする。また、強度低減欠点のうち最大のもはグリップに掛からないようにし、かつ、グリップから公称幅（寸法型式が203の場合76.2mm、204の場合101.6mmとし、以下152.4mm、203.2mm、254.0mm及び304.8mmとする。以下同じ。）の2倍以上離す。スパンは公称幅の4倍以上とし、第6条の引張り強度性能（引張り強度性能を表示するものに限る。）の計算式で求めた数値まで加力する。

[削る。]

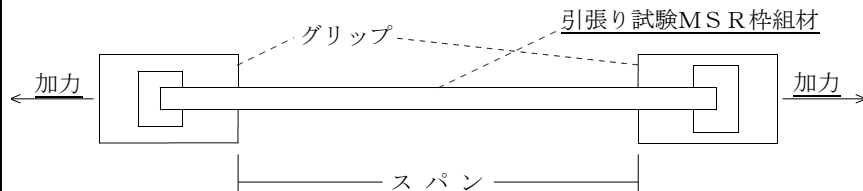


図31 引張り試験

別表第1 (略)

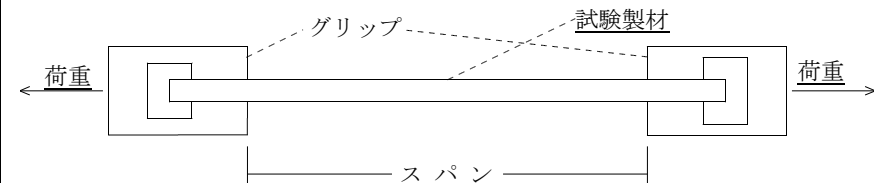
(1) 甲種枠組材

(表略)

(5) 引張り試験

試験製材を用い、図30に示す方法により荷重する。この場合の平均荷重速度は毎分27.5MPa以下とする。また、強度低減欠点のうち最大のもはグリップに掛からないようにし、かつ、グリップから公称幅（寸法型式が203の場合76.2mm、204の場合101.6mmとし、以下152.4mm、203.2mm、254.0mm及び304.8mmとする。以下同じ。）の2倍以上離す。スパンは公称幅の4倍以上とし、荷重は第6条の引張り強度性能（引張り強度性能を表示するものに限る。）の計算式で求めた数値まで加える。

図30



[新設]

別表第1

(1) 甲種枠組材

(表略)

- (注) 1 不健全な節とは、第11条の測定方法の節の4に規定するものをいう。
 2 材縁部とは、幅方向のりょう線からの距離が1/6×各寸法型式又は各等級における材縁部の節の数値以下の部分をいう。

- 3 (略)
 (2) 乙種枠組材

(表略)

- (注) 不健全な節とは、第11条の測定方法の節の4に規定するものをいう。

別表第2

- (1) (略)
 (2) 甲種枠組材2級、乙種枠組材スタンダード及びMSR枠組材の反りの最大矢高の基準値

(表略)

(注) (略)

- (3) (略)
 (4) 幅反りの最大矢高の基準値

(単位 mm)

等級等 寸法型式	特級、1級、コンストラクション	2級、スタンダード、 <u>MSR</u> 枠組材	3級、ユティリティ
(略)	(略)	(略)	(略)

- (5) (略)
 (6) 甲種枠組材2級、乙種枠組材スタンダード及びMSR枠組材のねじれの最大矢高の基準値
 (表略)
 (7) (略)

別表第3

樹種群の略号	樹種
(略)	アカマツ、ウェスタンラーチ、クロマツ、 <u>ダグラスファー</u> 、 <u>ダフリカカラマツ</u> その他これらに類するもの
(略)	イースタンヘムロック、 <u>タイワンヒノキ</u> 、 <u>タマラック</u> 、 <u>パシフィックコーストイエローシーダー</u> 、 <u>ヒバ</u> 、 <u>ベイヒ</u> その他これらに類するもの
(略)	(略)

- (注) 1 不健全な節とは、第7条の測定方法の節の4に規定するものをいう。
 2 材縁部とは、幅方向のりょう線からの距離が1/6×各寸法型式又は各等級における材縁部の節の数値以下の部分をいう。

- 3 (略)
 (2) 乙種枠組材

(表略)

- (注) 不健全な節とは、第7条の測定方法の節の4に規定するものをいう。

別表第2

- (1) (略)
 (2) 甲種枠組材2級、乙種枠組材スタンダード及びMSRの反りの最大矢高の基準値

(表略)

(注) (略)

- (3) (略)
 (4) 幅反りの最大矢高の基準値

(単位 mm)

等級等 寸法型式	特級、1級、コンストラクション	2級、スタンダード、 <u>MSR</u>	3級、ユティリティ
(略)	(略)	(略)	(略)

- (5) (略)
 (6) 甲種枠組材2級、乙種枠組材スタンダード及びMSRのねじれの最大矢高の基準値
 (表略)
 (7) (略)

別表第3

樹種群の略号	樹種
D F i r - L	アカマツ、ウェスタンラーチ、クロマツ、 <u>ショートリーフパイン</u> 、 <u>スラッシュユパイン</u> 、 <u>ダグラスファー</u> 、 <u>ダフリカカラマツ</u> 、 <u>ロブローリーパイン</u> 、 <u>ロングリーフパイン</u> その他これらに類するもの
H e m - T a m	イースタンヘムロック、 <u>カラマツ</u> 、 <u>タイワンヒノキ</u> 、 <u>タマラック</u> 、 <u>パシフィックコーストイエローシーダー</u> 、 <u>ヒノキ</u> 、 <u>ヒバ</u> 、 <u>ベイヒ</u> その他これらに類するもの
(略)	(略)

(略)	アガチス、ウエスタンホワイトパイン、ウエスタンレッドシーダー、サイプレスパイン、ベニマツ、レッドパインその他これらに類するもの	W C e d a r	アガチス、ウエスタンホワイトパイン、ウエスタンレッドシーダー、サイプレスパイン、 <u>スギ</u> 、ベニマツ、レッドパインその他これらに類するもの
<u>S Y P</u>	<u>ショートリーフパイン、スラッシュパイン、ロブローパイン、ロングリーフパインその他これらに類するもの</u>	[新設]	[新設]
<u>J S I</u>	<u>ヒノキその他これに類するもの</u>	[新設]	[新設]
<u>J S II</u>	<u>スギその他これに類するもの</u>	[新設]	[新設]
<u>J S III</u>	<u>カラマツその他これに類するもの</u>	[新設]	[新設]